

『八幡宇佐宮御託宣集』

託宣・示現 年表

平成 26 年 5 月 20 日

目次

作成目的・作成分担者・凡例

我	卷一	御因位の部	……………	1
名	卷二	三国月支 震旦 日本 御修行の部	……………	2
護	卷三	日本国御遊化の部	……………	6
国	卷四	三所宝殿以下の事	……………	9
靈	卷五	菱形池の辺の部 大尾山	……………	12
驗	卷六	小倉山社の部 上	……………	16
威	卷七	小倉山社の部 下	……………	19
力	卷八	大尾社の部 上	……………	23
神	卷九	大尾山社の部 中	……………	30
通	卷十	大尾社の部 下	……………	33
大	卷十一	又小椋山社の部 上	……………	39
自	卷十二	又小椋山社の部 下	……………	43
在	卷十三	若宮の部	……………	45
王	卷十四	馬城の峰 亦御許山と号く の部	……………	48
菩	卷十五	異国降伏の事 上	……………	54
薩	卷十六	異国降伏の事 下	……………	55

作成目的

八幡神は、日本の神々の中で最も多くの託宣を残した神であり、また神仏習合の先駆的な役割を果たした神でもあり、『八幡宇佐宮御託宣集』が様々な意味で貴重な文献として注目に値することは言うまでもない。史実として曖昧な点が多く、研究はあまり進んでいない現状にあるが、神観念の生成や神・仏観念の相互関係の展開を対象とする倫理思想史的研究においては、その史的記述のみならず、“神話的”記述をも排除せず考察すべき文献として位置づけられる。本年表は『八幡宇佐宮御託宣集』各巻について、神話的部分も含め、その記述のままに本文を読み整理することにより、作成された。

本年表が際立たせようとした内容と、寄与すべき目的とを以下に列記する。

1. 神は、光・鳥獣・石・翁・菩薩など、様々な形姿で示現し、様々な呼称で記述される。それら示現の形姿・呼称の類型化に寄与する。
2. 神は、巫女・僧・童子などの媒介者を介して託宣する。それら媒介者の類型化に寄与する。
3. 神の託宣は、人々の置かれた状況と深い繋がりを持ち、様々な主題にかかわってなされる。それら託宣の状況・主題の類型化に寄与する。
4. 上記1～3にも時代的変遷が見られる。神・仏観念の時代的な変遷要因の特定に寄与する。

作成分担者

吉田真樹（静岡県立大学）	巻1～4、6、7、15、16、凡例
柏木寧子（山口大学）	巻8～14、全体調整
栗原剛（山口大学）	巻5
上原雅文（神奈川大学）	全体調整
佐藤正英（東京大学名誉教授）	総監修

※各分担者の作成した素案をもとに、全員による議論・検討を経て作成した。

凡例

- ・本年表は、『八幡宇佐宮御託宣集』を読み解くための参考資料として巻ごとに作成した。年表とはいえ、テキストの記述順に整理したため、必ずしも年代順の記述にはなっていない。
- ・テキストは、重松明久校注訓訳『八幡宇佐宮御託宣集』（現代思潮社、1986年）を用いた。年表中の頁数は同書のものである。
- ・年表に「和暦」「西暦」「状況」「託宣・示現」「頁*相互参照」「備考」欄を設けた。
- ・本文のまとまりごとに罫線で区切り、何のまとまりかを備考欄に〈 〉で記した。本文中に見出しがある場合はゴシック体で記した。
- ・「和暦」欄には、可能な限り託宣ごとの年号および月日を記した（例：「天平神護二年六月二十二日」⇒「天平神護2・6・22」）。記述がない場合は「年号なし」と記した。
- ・「状況」欄には、「○」「●」「◎」の後に、それぞれ「託宣・示現の事前状況」「事後状況」「付帯状況」を記した。
- ・テキスト中に他文献からの引用が明示されるものは、【 】に典拠を記した。（例：「日本紀第九に云く」⇒【日本書紀・第九】）
- ・「託宣・示現」欄には、八幡神以外の託宣・示現も記した。託宣には「」を付した。示現とは、神や大菩薩が顕現した際の形姿・様態の意である。
- ・「状況」欄および「託宣・示現」欄には、託宣者（神・巫女・伝達者など）の呼称および形姿・様態をゴシック体で記した。呼称が本文中に現れない場合でも、託宣者が明らかな場合は「（天照大神）」のように記した。
- ・本文の中略箇所は「……」と記した。

※本年表は、JSPS 科研費 23520024 の助成を受けた研究成果の一部である。

- ・研究課題名：「神・仏観念の生成と展開に関する倫理学的研究」
- ・種別・年度：基盤研究(C)・2011（平成23）年度～2013（平成25）年度
- ・研究組織：研究代表者・柏木寧子（山口大学）、研究分担者・上原雅文（神奈川大学）、吉田真樹（静岡県立大学）、栗原剛（山口大学）、連携研究者・佐藤正英（東京大学名誉教授）

和暦	西暦	状況 ○事前 ●事後 ◎付帯状況等	託宣・示現 他文献の出典は「状況」欄の【 】に示す。	頁 *相互 参照	備考
仲哀8・9 ?		<p>【日本書紀・第八】 ○7月神功皇后、豊浦海中にて如意珠を得る。 ◎神功皇后に託く。</p>	<p>(天照大神) 神功皇后に託けて誨訓へまつりて曰く。「財宝・金銀の類、色々多に其の国に在り、是を新羅と謂ふ。若し能く登らば、曾て刃に血ぬらずして、其の国必ず自ら降帰がひなん」と。</p>	56 *429	〈新羅西征〉
仲哀9・3 ?		<p>【日本書紀・第九】 ○仲哀天皇崩御。神功皇后は仲哀天皇に崇った神の名を知ろうとして、斎宮を小山田邑に造り、祀りを行い、7日が経過。 ◎神功皇后に託く。 ●神功皇后が櫓日浦にて髪を解き海に臨んで、「吾神の教を被ぶり、海を渉り西征せんと欲ふ。是を以て、頭を海水に滌が令む。若し験有らば、髪自ら分れて両ならん」と言つて、神の意志を問うと験があった。そのため、群臣に次のように言った。「夫れ師を興し、衆を動かすは国の大事なり。今征伐の事を群臣に付くる有り。吾は女身なり。加以、肖ざるなり。暫く男の形を仮り、強て雄略に起ちて、上は神祇の霊を蒙むり、下は群臣の助に依り、兵甲を振ひて峻浪を渡り、艫船を整へて財土を求めん。若し事就らば、群臣共に功有らん」と。神功皇后は4月、西の国を得るとの験を得たため、9月に兵を集めた。出産間近であった神功皇后は石を腰に挟み、事なつてからここ</p>	<p>(天照大神) 七日に迄るに及び、答へ託けり。「伊勢国五十鈴宮に居す所の神なり」と。</p>	57 *430	
				58	

仲哀9・10	?	<p>で産むと祈った。</p> <p>◎神功皇后が和珥の津より新羅に進発する時</p> <p>●新羅王、日本の神兵には勝てないと降伏し、以後朝貢する。高麗・百済も朝貢を約束し帰伏する。神功皇后は筑紫に帰還し、12月に誉田皇子（応神天皇）を産む。</p>	<p>飛廉広く風を起し、海中の大魚悉く浮きて船を挟み、大風順ひ吹きて、便ち新羅国に到る時、船に随つて潮浪遠く国中に到る。</p> <p>即ち知りぬ、天神地祇悉く皆助けたまふかと。</p>	59	
--------	---	--	--	----	--

名 巻二 三国 月支 震旦 日本 御修行の部 (pp. 80~97)

和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互参照	備考
年号なし		<p>【阿蘇の一本の縁起】</p> <p>○八幡大菩薩、高知尾明神、阿蘇大明神とともに唐朝より日本国へ渡る。豊後国大野郡緒方村に到着し無断で宿った際、漆嶋武宮が焼木にて八幡大菩薩を打つ。</p>	<p>宣に云く。「汝が子孫、色皆黒かるべし。焼木を以て、我を打つ故に」と云ふ。</p>	81	
年号なし		<p>○日向国臼杵郡熊代村の端巖奇麗の貴女・采女のため高知尾明神が離脱。</p>	<p>高知尾明神の二弟神への言葉「我は国郡は用に非ず。帝位は何にか為ん。此の采女を見て、全く他念無し。汝等に於ては、早く花京に至り、天下を治めて、帝の位を継ぎたまへ」と宣ふ。</p>	*147	
年号なし		<p>○肥後国夜部山草部吉見の娘に男子を産ませた阿蘇大明神が離脱。</p>	<p>阿蘇権現の八幡への言葉「汝早く花都に到り、帝子を誕生して、百王守護の誓約を遂げよ。我は当峯に留つて、継兄の高知尾を見奉り、亦汝が本願をも助けん」と云々。</p>	*147	
年号なし		<p>【御由来記】</p> <p>◎大帯姫と八幡が本朝に渡り、それぞれ香椎と筥崎とに、粉と松とを逆さに植えたことから、それぞれ粉と松とが御在所とされた。</p> <p>【筥崎宮縁起】</p>	<p>「此の事は人知らず」と御託宣あり。</p>	82 *151	

延喜21・ 6・21	802		神託に云く。「昔我天の下国土を鎮護始めし時に戒定恵の管を、彼の松原の所に埋め置くなり。仍ち其の名を管崎とは号くなり。」	83 *88, *90, *93, *97	
延喜21・ 6・1	802		神託を以て云く。「八幡は住吉を父と為し、香椎を母と為す。」	*88	
年号なし		【住吉縁起】 ○大帯姫新羅戦の時、四天王山に登り隣敵降伏と天王護助を祈願。また大鈴を振って朝廷の神達を呼び、神威による敵国降伏を乞う。	即夜 住吉大明神形を現し、夫婦と為り たまひて、又朝内の諸神各々相助け打順ふる間に、二人の王子生長て給ふ。第三の王子の八幡、妊まれて後に産れ給ふ。今の宇佐宮是なりと云々。		「私云」あり。
年号なし		○大帯姫異国を降伏せんが為、四王寺の峯にて諸天善神を驚かし奉る時 ●現在懐妊中であるためその皇子（西宮浜の御前）出産後にと約束し、三韓を伐った後出産し、彦波激尊と夫婦となる。	一に云く。 彦波激尊の霊 、夜来りて言く。「汝我が婦と為らば、祈る所を成すべきなり」と。	84	「一云」
9月		○和多御崎にて、皇子（西宮浜の御前）を海浜の砂中に隠し、七日後に見に行った。	体の色鮮にして、容顔美しき なり。手に入れて養ふ。 日を逐つて神しき なり。摂津国 西宮浜の御前 是れなり。広田の社は、御母大帯姫なり。殊に此の御子を愛したまふ故に、西宮に近く、迹を垂れしめ坐す。		
年号なし		【阿蘇縁起】 ○新羅・高句麗戦の迫る中、大帯姫が、懐妊している皇子が天皇とおなりになるのならば、もう一月産まれなさるなど教え導いた。また方士（志賀明神）を竜宮に派遣し、懐妊中の皇子を竜女の子と結婚させようと約束した。 ●八幡は日向国に入り、竜女を娶り、御子四所を生む。	竜宮の宝珠 を 乾珠・満珠 と字けて借し給へば、即時にこれを得給ひて、対馬と金海と兩國の間五十里許り、 其の海に忽に干し 給ふ。新羅等忽に喜悅し、楯・鉾を持ち、来り海に臨んで合戦する時、大帯姫又満珠を持ち、彼の海に向かは令むれば、 海と成し潮を溢せ 、高麗の軍兵等、皆溺れ死ぬ。然る間、 八幡 宣はく。「我が母は、竜宮に約束を成し給ひき。其の契りを果たし遂げん」てへり。	86 *382, *439	

善紀1 (私年号)		<p>【香椎宮縁起】 ○大帯姫と四所君達が新羅戦勝後、日本領掌して誓言。</p>	<p>誓言を発して云く。「若し我が人を打穢し損ぜむ者は、一人が代に替へ、七人半を理に任せて入れ立つべし。若し刃傷せば、一人が代に替へ、三十三人を入れ立つべし。又殺害せば、一人が代に三千七百三十三人半を、現に随つて装束を隨身して入れ立ち奉るべし。若し御社の御垣の内に血を出し、若し神人の住む所を追ひ出さむ時には、其の地の深さ五尺に鋒崎の方柄を入れて、天斑の文牛の三歳なるを以て、其の地を取り運び去つて、他所に一里の外に置け。其の代りに浜の砂を取つて満てよ。若くは神人を追はむ時には、其の地を隨身して、本社に運ぶべし。本朝中に於て、我が所領せざる処無し」てへり。</p>	87	
天慶	938-947		<p>天慶の神託「我が累世の舎弟、穂浪の山に住みたまふ。仏法を修して天下を祈れ」と。</p>	88 *92, *465-6	
延喜21・6・1	802		<p>筥崎神託す。「我が宇佐宮よりは、穂浪大分宮は我の本宮なり。去る二十日辰時を以て、来り着く。今日巳時を以て、爰に来る所なり。其の故は、香椎宮は我が母堂、住吉宮は我が親父なり。我幼少の当初、志賀嶋を点住して、これに跡づく所なり。夷類を征伐せしむる後、吾出生の時、号を崇めらるべし。我が先の世に、三箇所に居住せしむべき由、所々に有りと雖も、先の世に天下国土を鎮護し始めし時に、戒定恵の管を納め置く。埋むる所は、彼の父母両所の敷地の中間に、松一本を殖うる、已に其の璽なり。適生土の上へ、彼の所に居住せしめんと欲ふなり」てへり。</p>	*83, *90, *92, *93, *97	「私云」あり。
年号なし 神亀5	728	<p>【大隅宮縁起】 ●三、四年後、母子共に流す。その際の言葉「汝は人間の所業に非ず。流れ着く所を以て、所領と為すべし」と。船は大隅の磯の岸に着いたため、そこを八幡崎と名付ける。</p>	<p>陳大王の娘大比留女は、七歳にして懐妊す。九ヶ月を経て産生す。天子。王臣共に恠しみて問ひて云く。汝幼少なり。誰人と交抱するか。答へて云く。全く以て交抱する人無し。但夢中に止んごとなき人の為に寝られたり。覚めて四方を窺ひ見るに人無し。只朝日の光、胸の間に在り。其の日より心神安からず。然る後懐妊して生む所の子なりと云々。已に三歳の時、問ひて云く。君は誰人ぞやと。答へて云く。「我が名は八幡」と云々。</p>	89	〈八幡を陳大王の娘の子とする所伝〉
		©大祖権現（伊弉諾	玉垂権現・聖母大菩薩・志賀嶋明神に告げ		

天平20	748	尊)、唐土より日本に渡り、香椎宮に入る。	て言く。「汝等祖師権現は、朝の中に三千余所の権者・実者の祖父と現じ給ふ。本地は大日・普賢・吉祥・大毘盧遮那如来の化身なり」てへり。 聖母大菩薩、大祖権現に告げて言く。「此所は分限狭し。余所に住し給へ」てへり。		
天平勝宝7	755		神託す。「古吾は 震旦国の靈神 なり。今は 日域鎮守の大神 なり。吾は昔は第十六代の帝皇なり。今は 百王守護の誓神 なり。先には独数万の軍兵を率し、償つて隼人を殺害して、大隅・薩摩を平げり。後には此等の生類を救はん為に、三帰五戒を持んと思ふ」てへり。	90 *201, *456	
延喜21・6・21	802		筥崎神 託きて云く。「我昔天下国土を鎮め護りし始めの時に、戒定恵の筥を彼の松原の地に置く所なり。仍ち其の名を筥崎とは号くるなり」と云々。	*83, *88, *93, *97	
元慶1	877		神託す。「大帯姫は吾が母にして、即ち娑竭羅竜女の夫人なり。竈門明神は吾が姨、竜女は吾が妹にして、是れ十一面観音の変身なり。仮に神明の名を得て、衆生を利し、終に竜花の暁を期りて、八相記に預る」てへり。	91	
延喜21	802	●筥崎三所造営	大分宮 神託す。「我日本国を持んが為に、大明神と示現す。本体は是れ 釈迦如来の変身 にして、 自在王菩薩 是れなり。法体に名づく。女体と申すは、我が母、阿弥陀如来の変身なり。俗体と申すは、観音菩薩の変身にして、我が弟なり。爰に母大帯姫は、此の朝を領せんとし給ひし時、新羅より軍発来す。此の朝を打取らんと為し時に、大帯姫子に託けて生れ、月将に満ちんとす。産生の期近く成つて御腹病み給ふ。時に當つて誓つて言く。我が子々孫々、代々此の朝を領すべくば、七日を過ぎ経て後、生れ給へと。白石を取つて、御裳が腰に指して宣く。若し此の石験有らば、七日の間を過ぐれば、我神に祈らんと云ひ畢つて、合戦し給ふに勝たしめ給ひ竟んぬ。各住所を尋ねて隠れ居給ふ時、我が累世の舎弟、穂浪山にて、仏法を勤修して、天下国土を祈れ」てへり。	92 *142, *465- 6 *88	
延喜21	802		筥崎の神 託く。「我が穂浪郡大分宮に移住して、後三悪有り。一には竈門宮は我が伯母に御座す。参詣の輩彼の御前を過ぐるに、無礼其の恐有り。これに因つて筥崎に移ら	*97 93	

年号なし		○平安京が7日間振動、天文博士の占いで「唐土より日本国に帰り向ふ鎮西大神の心なり」と出る。 ◎爰に 七歳の男子、地を去ること七尺にして託宣 。	んと欲ふ」と云々。 七歳の男子、地を去ること七尺にして託宣 す。「汝は知るや。我は唐国には大毘盧遮那仏の化身なり。日本国には、大日・普賢・吉祥と云ふなり。宇佐宮は、吾が第一の弟子にして釈迦如来、第二の弟子は、大分宮に入定して在り。多宝如来なり。第三の弟子は、八幡大菩薩なり。戒普賢定大日恵文殊の管を付属する故に、管崎と名づく。本地は阿弥陀如来・観音・勢至なり」てへり。		
延長1	923	○管崎宮三所造営	一に云く。「吾昔博多郡の松原に、戒定恵の管を埋め置く。今社を造り、其の名を管崎社と云ふ。吾人太神氏を遣して、力と為して、異国を降伏し、吾が国を守るべきぞ」てへり。	97 *83, *88, *90, *92, *93	「一云」

護 卷三 日本国御遊化の部 (pp. 119~130)

和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
欽明32	571	○豊前国宇佐郡菱形大尾山に靈異あり。 ◎大神比義祈る時、天童が現れて託宣。 〈八幡の移動経路： 「→」は移動を示す〉 宇豆高嶋＝辛国城＝ 蘇於峯＝霧嶋山 →大和国胆吹嶺 →紀伊国名草浜 →吉備宮神嶋 →周防国佐波由良門 →伊与国宇和郡 →豊後国国崎郡安岐郷奈多浜辺の海の中の大石	天童 と現れ言まはく。「辛国城に始めて 八流の幡と天降りて 、我は日本の神と成れり。一切衆生、左も右も心に任せたり。 釈迦菩薩の化身 なり」てへり。	119 *164	「私云」あり。 〈八幡の大隅始現〉
天平神護1・閏10・8	765	→国崎郡奈多の松の本	神託に、「吾昔伊予国宇和郡より往来の時、豊後国国崎郡安岐郷奈多浜海の中に、大石在り、其に吾渡り着きて気を安む。御机石と号す」と云々。 同時の神託に、「奈多の松の木に登りて有りき。其の上野に登りて住むべき所々の案内を見き。其の野を見立野と号す」てへり。	120 *232 *232	

	→安岐林	同じ時の神託に、「其より安岐林に至る。後秋庄と号す」と云々。	121 *232	
	→奈保利郡	同じ時の神託に、「其より同国奈保利の郡に至り着く」と云々。	*232	
	→肥前国高知保	同じ時の神託に、「其より豊後・日向・肥後三国の中に広野有り。其の野に神行きて点定しき。件の地は水の便無きに依つて、田を作らず。吾欲を離れて、好く住せんと思ふ。然而吾に叶ふ神氏等申して云く。物食はずば堪え難し。何を以てか神事を勤仕せむと云ひき。仍ち彼の所に住まず。然而田を作る事無かれども、猶神領有り。往る地等を野郷・北郷・高知保と号す。其の中の野には紫野有り」てへり。	*232-3	
	→田布江（豊前豊後境）	同じ時の神託に、「豊前国と豊後国の中に、吾れ至り着く。田布江と号す」と云々。古老伝へて云く。田笛なり。 大御神 御修行の昔、此の所に於て田笛を吹き、田の飯を得しめ坐す。故に＝（＋小：しか）いふなりと。	*233	「古老伝云」あり。「古老伝云」
	→豊前国宇佐郡鷹居	同じ時の神託に、「其より鷹居に至る」と云々。	*233	
	→同郡郡瀬	同じ時の神託に、「其より郡瀬に至る」と云々。 此の両所には、宇佐郡の大河有り。 鷹 と化り瀬を渡り、東岸の松に居る。又空に飛び、西岸の地に遊ぶ。故に鷹居瀬社と云ふ。この 鷹 は 大明神 の変なり。大神朝臣比義これを祈り願し奉り、祠を立て祭を致すなり。	*233 122 *170, *233	
	→同郡大祢河	同じ時の神託に、「其より大祢河に至る」と云々。 古老伝へて云く。大根河なり。 大御神 御修行の昔、此の河の辺に於て、大根を召さる。故に＝（＋小：しか）云ふなり。社有りて祭有り。	*233	「古老伝云」あり。「古老伝云」
	→同郡酒井	同じ時の神託に、「其より酒井に至る」と云々。 豊前国宇佐郡菱形山の西北の角に、大なる泉有り。 大御神 御修行の昔、其の処に御坐有り、御口手足を洗ひ坐す。時に豊前国を持ち坐す神、奈志津比咩、酒を奉る。これに依つて今酒井泉と号す。 古老伝へて云く。比咩酒を奉る時、御指を	*233	「古老伝云」あり。 「古老伝

			以て地を窪めて、残る滴を傾けたまふ所に、水涌き出て泉と成ると云々。		云」
	→同郡乙咩		同じ時の神託に、「其より乙咩浜に至る」と云々。	*233	
	→同郡菱形山の北方、荒潮の辺 ○辛嶋乙目、託宣を待つ。 ●乙目、海の辺に泉水を掘り出して洗浴せしめる。		大御神 の宣ふ。「洗浴せむ」てへり。	123	「古老伝云」あり。
	→同郡馬木嶺		同じ時の神託に、「其より馬木嶺に至る」と云々。 馬城峯は又厩峯なり。 大御神 人王の昔、 竜馬 に乗りたまひて、当山に飛び翔り坐す。人皆これを知らず。其の馬茲に栖む。故に＝（＋小：しか）云ふなり。又神道の時、 鹿毛・犂毛・足斑の馬等 に示現し坐す。故に名づくるなり。三神 石体 と現れ、 三鉢の靈水 を出すこと、後に在り。	*233 *394-400	
	→同郡安心院		同じ時の神託に、「其より安心院に至る」と云々。 安心院都麻垣は、比咩大神の御在所なり。御修行の時、此の所に於て、利生を語り合ひ給ふ。安樂の御心有る故に、＝（＋小：しか）云ふなり。	*233	
	→同郡小山田の林の中		同じ時の神託に、「其より小山田の林の中に至る」と云々。	*233	
	→同郡菱形山 ※「已上の十五箇所は、神託に依つて、これを註せり。」		同じ時の神託に、「其より菱形の辺に帰り住しき」と云々。 此の菱形三山の惣名なり。北辰影向の地なり。 大菩薩 御修行の時、一所に在るべきの由、能く相語らしめ坐す。故に着住し給ふなり。 古老伝へて云く。造営の壇を築かんが為に、此の山の土を取らしむ。……而るに内裏の天井より、 黒血 自然に降る。天皇大に驚きたまふ。天文占ひ申して云く。 西国の大神 居ます所の 龜 の腹破るるの血なりと云々。茲に由り宮造替の時、故土を却るの外、鋏を立つべからず、土を動かすべからざる由、官制せらるるは是れなり。…… 大菩薩 垂迹せんと擬ひ給ふ時、 八頭の靈叟 と現れ、三山の苔嶠に遊びたまふ。大神比義此の峯の間に於て、祈り申さしむる日、 三歳の少児 、池の畔に現れ、初めて現れ坐すならくのみ。	*233 124 *163	「古老伝云」あり。 「古老伝云」

			当峯西の麓の小倉山の東、連れる巖の中に、尤だ深き穴有り。口の円径一尺二寸あり、底に入ること七尺有余なり。大菩薩の昔御垂迹の時の宮柱の穴是なり。……又霊水当山より出づ。清流にして大海に通ず。節毎の御供の水なり。故に御物河と名づく。	125	宮柱の穴の事
			同じ時に神託す。「是の所々は、吾が扱ふ所の勝地なり。宇佐郡内に近き所々には、四年に一度、臨み見んと欲ふ。此の外の所は、遠くして事の煩有り。但し国司に触れて、今吾が領地に住ましむ。神人公役負はざれば、神の御輿を荘り奉り、神の御験を乗せ奉り、宮司以下の神官・供僧・所司、陪従の舞人等、巍々堂々として御共し、社々を荘厳して所々に舞樂をなせ」。	* 233	
			小倉山の巽、馬城峯の麓に霊洞有り。中津尾と名づく。大菩薩光を通はすの砌、大神比義瑞を留む所なり。遠き山に非ず、深き山に非ず。……比義当窟に入つて再び出でず。	126	中津尾霊窟の事
和銅5	712	●鷹居瀬社初度造営。	神勅		
霊龜2	716	●小山田社へ遷座。	神託		
神龜2	725	●小倉山社へ遷座（第一御殿）。	神託	127	〈小倉山三神殿の成立〉
天平3	731	●第二御殿（比咩大御神）造営。	神託		
弘仁11	820	●第三御殿（大帯姫細殿）造営。	神託		
養老年中	717~724	○隼人襲来のため祈る。●神輿を造る。	「我行きて降伏すべき」の由、神託	128	〈神輿の由来〉

国 卷四 三所宝殿以下の事 (pp. 141~152)

和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
欽明 32 天平勝宝 1・12 ・27	571 749	●大仏供養の時、一品 献奉	人皇十六代 応神天皇の御霊 は、 八幡大菩薩 なり。欽明天皇御宇三十二年辛卯に示現したまふ。	141	一御殿
天平年中	729~ 749	◎比咩大御神の前に 示現 ●大仏供養の時、二品	人皇第一神武天皇の御母、 玉依姫の御霊 なり。聖武天皇の御宇天平年中、託宣有り。比咩大御神の前に示現し、「国加郡に住み	142	二御殿

		献奉	たまふ 玉依比咩命 なり。又都麻垣に住みた たまふ 比咩大御神 なり。本は宇佐郡安心院別 倉の東の方の高き岳に坐すなり」と云々。		
		◎ 筥崎 の神託	筥崎 の神託に云く。「我は 釈迦の変身の法 体 、我が母は 弥陀の変身の女体 、我弟は 観 音の変身の俗体 なり」と云々。	*92, *119, *164, *361, *404, *465	
弘仁年 中	810~ 824		人皇第十五代 神功皇后の御霊 なり。嵯峨天 皇御宇弘仁年中、託宣有り。「 大帯姫 は皇 後の霊誕なること」を示現するなり。	143	三御殿 「私云」 あり。
年号な し		◎天児屋根尊の神態 によって天磐戸を開 かして出て行く	(天照大神の天児屋根尊への言葉)「朕が 子孫に於ては、中国の主為るべし。卿が子 孫に於ては、国家に輔佐たるべし」と云々。	144	西脇殿
天平神 護 2	766		春日大明神 始めて三笠山に住み給ふと云 々。		
神護景 雲 1・3・ 21	767		鹿島明神 、中臣時風・秀行二人の氏人に託 て、常陸国鹿島郡より、伊賀国名張郡夏見 郷に渡りたまふ。		
同 1・5・ 7	767		同じく薦生中山に渡りたまふ。		
同 2・1・ 9	768		大和国安部山に渡りたまふ。		
同 2・11 ・9	768		同国添上郡三笠山に渡りたまふと云々。		
年号な し			大帯姫 霊行の時、本朝静謐、異国降伏の御 祈りの時、天降りたまふ。此の神の力を勳 するに依り、彼の国の凶賊を討ちたり。昔 の契約を忘れたまはず、今の垂迹に相副ひ たまふ。住吉大明神是れなり。	145	東脇殿
年代な し			当山に先づ立つ神にして、大菩薩御修行の 時、一所に在つて吾が君を守るべき由、相 語はしめ給ひ畢んぬ。		北辰殿 「私云」 あり。
年号な し		○昔霊神兄弟三人、震 旦に遊んで日本に帰 りたまふ時	大兄は豊後国高知尾に留る。高知尾明神是 なり。次兄は肥後国阿蘇嶽に留る。阿蘇嶽 権現是なり。此の権現、最弟八幡に告げて 言く。「汝早く花都に至り、十善の帝王の 子と成り、百王守護の誓を遂ぐべし。我は 当峯に留り、高知尾を見継ぎ奉り、亦汝が	147 *81	二階南楼 左右の外 の間。左 善神王

年号なし	◎昔大帯姫靈行の時、異国降伏の時 ●大帯姫、藤連保を賞し大臣の官を授ける。	本願を助くべし」と云々。 地神五代主彦波瀲尊現れて言く。「我は即ち明星天子の垂迹なり。第三の公子有り。月天子の応作にして、これを授け奉る。大將軍と為り、敵州降伏の本意を遂げらるべきなり」と云々。			右善神王 「私云」あり。
年号なし	◎法華經の注釈を引いて	神勅に云く。「八正道より権迹を垂る。故に八幡大菩薩と号く」と云々。	148 *269, *363		八子神 「私云」あり。
年号なし		御湯船等二具を納め奉る。大帯姫並に比咩大御神の御料なり。古老の伝に云く。御沐浴の音、先々聞き奉る人有り。	149		東御湯殿
年号なし		此の石、地より半ば出て、彼の精と天と相連なる。大菩薩の御秤なり。宮柱に御垂迹の時、自然に涌出す。			御秤石
年号なし	○大神朝臣種麻呂は、常に社頭におり、神司ではないものの、神慮に通じることができた。 ●種麻呂、豊前守に申し、公家に奏聞。天平宝字年中、雲雨の所を占い下宮の地とする。第三殿は弘仁年中の造営。種麻呂は延暦9・8・22、大宮司となり16年治めた。	東南の洞より朝の雲来つて、野の径の間に燻ひ、東北の峯より暮の雨灌いで溪川の流に入る。又晴夜の暁に、老翁現れて清天に隠るる時、妙なる声聞えて幽かなり。	149		御炊殿
年号なし		東南峯は、大神比義入つて出でざる洞にして、今の中津尾是なり。老翁と現はるものは、彼の靈なり。一体分身の外用にて、両靈潜通の内証なり。第一殿に副ひ奉り、万徳御前と申し、八幡の源を顕はし奉る。今万徳の本と成るの故なり。	150		「私云」あり。
年号なし		大菩薩靈行の昔、諸国御修行の作にせし御藁沓、御戸の前に懸けらる。			
年号なし		大神比義は、中津尾の谷に入り、永く出でず。又在所を知らず。……又当谷に大明神有り、これを祭り奉る。此の祭の料の稲は、樹の上に安き奉る。其の祭祀に望むの時、調進し奉る間に、若し不法の時は、嚴重の祟有るなり。大神比義の山に入る路を慕ひ奉るのみ。	151		
年号なし		大帯姫託宣したまふ。「吾は粉を御在所と定め、八幡は松を所と定め給ふ。此の事は人知らず」てへり。	*82		〈神の在所の粉と松〉
年号なし		大菩薩託宣す。「神の木と成る事は、鉾に伐られざらんが為、神の萱と成る事は、鎌	152 *226		

年号なし		に荊られざらんが為なり」と云々。略抄す。 又云く。「草木より出でて、駿の気を顕す」と云々。略抄す。		「私云」あり。
------	--	--	--	---------

霊 卷五 菱形池の辺の部 大尾山 (pp. 163~179)

和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
欽明29	569		豊前国宇佐郡菱形池の辺、小倉山の麓に鍛冶の翁有り。奇異の瑞を帯び、一身と為て、八頭を現す。人聞いて実見の為に行く時、五人行けば即ち三人死し、十人行けば即ち五人死す。……大神比義行きてこれを見るに、更に人無し。但し金色の鷹、林の上に在り。……忽に金色の鳩と化り、飛び来て袂の上に居る。	163 *124	〈鍛冶の翁出現、大神比義による奉祀、神の名乗り〉
欽明32 ・2・10	571	○大神比義、上の示現により三年間穀断ちして祈る。	即ち三歳の少児と現れ、竹の葉の上に於て宣ふ。「辛国の城に、始て八流の幡と天降つて、吾は日本の神と成れり。一切衆生左にも右にも、心に任せたり。釈迦菩薩の化身なり。一切衆生を度むと念ふて神道と現るなり。我は是れ日本人皇第十六代誉田天皇広幡八幡麻呂（応神天皇）なり。我名をば、護国靈験威力神通大自在王菩薩と曰ふ。国々所々に、跡を神道に垂る」てへり。 一に云く。大菩薩、菱形池の縁に於て、七貌の鍛冶と現れて御座す。大神比義、これを顕はし奉ると。	164 *119 *340	「一云」
		○同上	一に云く。豊前国宇佐郡大尾山の麓に、鍛冶の翁有り。其の相貌甚だ奇異なり。……即ち三歳の少児と現れ、竹葉に立ちて宣く。「我は是れ日本人皇第十六代誉田天皇なり。我名をば、護国靈験威力神通大自在王菩薩と曰ふなり。国々所々に跡を神道に垂る」てへり。		「一云」
欽明32	571	【日本書紀】 ●大御神、比義と常に物語る。比義、祝職に任ぜらる。社殿を造営せず、公家の願あるときは、比義山（厩峯）に向かい祈る。	豊前国宇佐郡厩峯菱形池の間に、鍛冶の翁有り。首甚だ奇異なり。これに因つて大神比義穀を絶つこと三年、籠居精進して、即ち幣帛を捧げて祈つて言く。「若し汝神ならば、我が前に顕るべし」と。即ち三歳の少児と現れ、竹の葉に立つて宣く。「我は是れ、日本の人皇第十六代の誉田天皇、広幡八幡麻呂なり。我が名は、護国靈験威力神通大自在王菩薩なり。国々所々に、跡を	*453 165	〈大神比義の人物像、三国霊行以来の神との関係〉

			神道に垂れ、初て顕るのみ」。		
大宝1	701		八幡大菩薩濟度の為に唐土に向ひ、又帰り来る。北辰の神最初に天降り、小倉山に現れ坐ます。大菩薩修行の次に、此の峯に至り、北辰に語つて言く。「我一所に住み坐して、法界衆生利益の願を發さむ」てへり。	166	小倉山に 靈行の事 〈彦山権 現との関 係〉
大宝3	703	○北辰の神および香春大明神、彦山権現に如意宝珠を乞うよう八幡に提言。	大菩薩彼の山（彦山）に渡り向つて言く。「珠の為に來着せり」てへり。		
		○法蓮聖人、これより前に彦山で修行し、権現より如意宝珠を授かる。	仙翁（八幡）年来（法蓮聖人に）仕へ奉りて言く。「斯の珠を我に与へ給ふべきなり」と。		
		○法蓮、仙翁の要求を拒否。 ●法蓮「相計るべし」と返答。翁、宝珠を持ち去る。	翁の申く。「僧は即ち三帰五戒を持す。珠を惜しむべからず」てへり。	167	
		○怒った法蓮、宝珠を奪還。 ●法蓮「慙に出し渡さしむ」と返答。翁再び宝珠を持ち去る。	（翁が法蓮に）又奉仕して申して云く「心往きに渡すと計り仰せらるべし。年来の奉仕此の事に在り」てへ（り）。		〈大帯姫 の八面山 洞窟への 垂迹〉
		○法蓮、豊前国下毛郡諫山郷の大嶽の峯（八面山）まで大菩薩を追い、責める。 ●法蓮、大菩薩と和解し宝珠を譲渡。そのとき御座とした和与石（石体大菩薩）、および金色の犬が変じた石、今も八面山に残る。	大菩薩は金色の鷹に変わり、金色の犬を召し具し、此の高き山（八面山）に飛び返つて、聖人に語つて言く。「我は八幡なり。此の宝珠を賜ふて、一切有情を利益すべし。宇佐垂迹の時に、神宮寺の別当と仰ぎ奉つて、同心に天下を静め護るべきなり」てへり。		
			大菩薩、馬城の峯に御垂迹して言く。「今より我が山には、修験人は有るべからず。尚我が山には、名聞得行を求む者、富貴官位を求む者、七宝如意を求む者、又は天下国王・大臣、君の百官を儲け申さむ念をば成就せしめ、盜賊火難を除かん。弁才高智を得んと祈禱せん時は、此れこの三石を用ひ身と成し、木水を意と成す」てへり。大菩薩、彦山権現と法蓮聖人に値ひ奉るは、	168	

		<p>○法蓮聖人、彦山の般若石屋で十二年間修行し、権現より俱利伽羅含珠を受く。白髪の翁（八幡）に宝珠を乞われ、拒否。</p> <p>●翁、言葉をにごした法蓮から宝珠を持ち去る。</p> <p>○法蓮、宝珠の奪還を試みる。</p> <p>●彦山権現と法蓮聖人、八幡に宝珠を譲渡し「同心の契」を成す。</p>	<p>神誘に依りて然らしめ、一味同心を成し畢んぬ。</p> <p>一に云く。……翁の言く。「三帰五戒を持ち乍ら、玉を惜しみ給ふこと、尤も行儀に非ず。只心往きに渡すと計り仰せらるべし。年来の給仕偏にこれに在り」てへり。</p> <p>時に翁示して云く。「日本静かならず。我鎮守と成つて、我が朝を護らん。吾をば八幡と号す。此の玉に於ては、只我に与へ給へ。我慈尊の出世に結縁せしめんが為に、弥勒寺を建立して、神宮寺と為んと擬る。法蓮を彼の寺の別当と成し奉つて、当に此の玉の恩を報ゆべし」てへり。</p>	<p>169</p> <p>*194、*196</p>	<p>「一云」 〈如意宝珠の由来〉</p>
和銅1	708		<p>豊前国宇佐郡の内に大河流る。西岸に勝地有り。東の峯に松の木有り、変形多端にして、化鷹瑞を顕し、瀬を渡り此の地に遊ぶ。空に飛んで彼の松の木に居る。是れ大御神の御心にして、荒れ畏れ坐す。往還の類、遠近の輩、五人行けば即ち三人殺され、十人行けば即ち五人殺さる。</p>	<p>170</p> <p>*122</p>	<p>鷹居瀬社の部</p>
和銅3	710	<p>○大神比義と辛嶋勝乙目、上の示現により三年間穀断ちして祈る。</p> <p>●引き続き祈り鎮め、和銅5年、鷹居瀬社造営。祝は辛嶋勝乙目、祢宜は辛嶋勝意布売、のち辛嶋勝波豆米。</p>	<p>其の体を見ず、只霊音有り、夜来て言く。「我霊神と成つて後、虚空に飛び翔る。棲息無く、其の心荒れたり」てへり。</p> <p>一に云く。夜来に於て、大神春麻呂（大神比義の子）に対し告ぐる者これ有り。</p>		<p>「一云」</p>
霊龜2	716	<p>●大神諸男と辛嶋勝波豆米、神の心に随い、宇佐郡小倉山西南に小山田社造営。</p>	<p>「此所は路頭にして、往還の人無礼なり。此等を尤むれば、甚だ愍し。小山田の林に移住せんと願ひ給ふ」てへり。</p>		<p>小山田社の部</p>
養老4	721	<p>○前年の大隅・日向の隼人等襲来を受け、公家祈願。</p> <p>●豊前守宇努首男人、</p>	<p>神託く。「我行きて降伏すべし」てへり。</p>	<p>171</p>	<p>〈隼人征伐〉</p>

		<p>神輿を造り進軍。</p> <p>○大神諸男、何を御駿として神輿に乗せるべきか、豊前国下毛郡野仲郷の林間の宝池で祈ろうとする。このとき、三百余歳となる宇佐池守が諸男に歌を伝え、これを受けて諸男が祈ると、池に神意発現し、託宣あり。</p> <p>●大神諸男、宝池の薦を枕に造り、豊前守将軍（宇努首男人）、神輿に神を請ず。祢豆辛嶋波豆米が神の御杖人（女官の名、憑代）となり、行幸。彦山権現・法蓮・華嚴・覚満・体能等、随行。隼人等は大に驚き畏れる。</p>	<p>諸男常に臨む時、池守申して云く。「化人船に乗り、頭を池の上に浮べ、歌つて云く。「大貞や 三角の池の 真薦草 なにを縁に 天胎み生むらん」」……初秋の天、初午の日に、雲波池に満ち、煙波渚に依り、湧き返り湧き返りて、雲中に声有りて宣く。「我れ昔此薦を枕と為し、百王守護の誓を發しき。百王守護とは、凶賊を降伏すべきなり」てへり。</p>	172	〈八幡遊化の宝池と宇佐池守〉
		<p>○隼人の全七ヶ所の城のうち、まず五ヶ所を退治。</p> <p>●将軍等、神命に従い隼人を伐り殺す。</p> <p>●八幡、大隅・日向より小山田社に帰還。</p>	<p>今二ヶ所の城の凶徒、忽に殺し難き間、託宣したまはく。「須く三年を限つて守つて衆賊を殺さん。神我、此の間を相助けて、荒振る奴等を伐り殺さしめん」てへり。</p>	*195	〈薦枕〉
養老7	723		<p>此の事（隼人征伐）の後に、託宣したまふ。「我今坐する小山田社は、其の地狭隘し。我菱形山に移らんと願ひ給ふ」。</p>	*454	〈行幸会の起源〉
年号なし		<p>●若宮の老神、宇礼・久礼、将となり隼人を征伐。凶土墓を造る。</p>	<p>一に云く。薩摩国鹿兒嶋明神、宇佐宮に申して言く。「他国の神共、隼人と云ふ神来つて、我が国を打ち取らんと欲ふ」と云々。「誰人か打つべき将として、向ひ給ふ」てへり。……「早く若宮の老神宇礼・久礼をして」云々。</p>	173	「一云」「私云」あり。
神亀1	724	<p>●法蓮、奇瑞を見て奏上。</p> <p>●法蓮下向後、八幡、いよいよ済度の願を發し、亡率の生類を相訪はしむ。殺業の罪障を懺悔せんが為に、法蓮・華嚴・覚満・体能と一味同心して放生</p>	<p>託宣したまはく。「吾れ此の隼人等多く殺却する報には、年別に二度放生会を奉仕せん」てへり。</p> <p>又云く。「一万度放生の事畢んぬ。眷属を引率して、浄刹に送らん」てへり。</p>	*377, *464	
				174	〈放生会の起源・次第〉
				*455	
				*455	

養老4・9	720	会を修し、永代の例と為す。 【扶桑略記・第二】 ○大隅・日向両国乱逆、祢宜辛嶋勝波豆米、神軍を率い征伐。 ●諸国放生会始まる。	大御神の託宣に云く。「合戦の間に、多く殺生を致す。宜く放生会を修ふべし」てへり。	177 *455	
養老4	720	【政事要略・第二十三】 ○八幡を請け、豊前守宇努首男人を将軍として、大隅・日向の隼人を征伐。 ●諸国放生会始まる。	大神の託宣したまはく。「吾此の隼人を多く殺しつる報に、毎年放生会を仕へ奉るべし」と。	*455	

験 卷六 小倉山社の部 上 (pp. 193~208)

和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
神亀1	724	○聖武天皇勅使、神社をどのように造営すべきか祈る。 ●養老の託宣を守り、小倉山社造営。大神朝臣諸男を祝とする。神体を移す。祢宜は辛嶋勝波豆米のまま。	神託きたまはく。「我大いなる慈悲を以て室と為し、柔和忍辱を以て衣と為し、諸法の空を以て座と為すべし」てへり。	193	「私云」あり。
神亀2・1 ・27	725	●勅定により弥勒禅院・薬師勝恩寺を大神比義が建立。	託宣したまはく。「神吾未来の悪世の衆生を導かんが為に、薬師・弥勒二仏を以て、我が本尊と為す。理趣分・金剛般若・光明真言陀羅尼を念持する所なり」てへり。	194 *169, *196	「私云」あり。 〈勝恩寺建立〉
天平1・8 ・14	729		神託したまはく。「毎月十五日は吾が日なり。これを知る人猶少し。就中八月十四日十五日を点領して、放生会を勤行して、放生を引導し、罪障を懺悔して、共に覚岸に登り、天朝を守護し奉らむ」てへり。	*456	「私云」あり。
天平5	733	○大神田麻呂、八幡神の長き御験を祈り百日難行苦行。 ●薦枕を安置するための新舎鶴羽屋造営。	神宣く。「我昔この薦を御枕と為して、百王守護の誓願を發して、跡を神道に垂る。此の薦を以て吾が社の験に備へて、尊崇を致さば、神徳を施すべきなり」てへり。 神託に云く。「我体は有もまた、空もまた、正道を以て体と為す」と。	195 *172	「私云」あり。 〈薦枕〉
天平9・4	737	●翌年弥勒禅院を遷	託宣したまはく。「我当来の導師弥勒慈尊	196	〈弥勒寺

・7		し、弥勒寺建立。	を崇めんと欲ふ。伽藍を遷し立て、慈尊を安んず奉り、一夏九旬の間、毎日慈尊を拝み奉らん」てへり。	*169, *194	建立)
天平16・8・14	744	○聖武天皇放生会のため和間浜に御行の際、 虚空に声有り て ◎御声は青天より降る。 ●神語は 紫雲 と変つて落つ。瑞相の不変を胎さん為に、 石 と成つて朽ちず(御影石)。	虚空に声有り て言う「我が道場の辺に、争か神輿を通すべき。御堂の影あやふし」てへり。	197	
天平18	746	○天皇不子のため祈祷。 ●三位に叙し、封四百戸・度僧五十口・水田二十町を奉る。	祈祷 驗 有り。		
天平19	747	○聖武天皇、衆生を利し仏法興隆のため大伽藍・盧舎那仏建造の大願を發し、伊勢・宇佐二所の宗廟の本誓を仰ぐ。宇佐宮に使用し、大伽藍・盧舎那仏建造の大願を大菩薩の御前に宣命を捧げて祈る。	神 託きたまはく。「神吾、天神地祇を率いざなひて、成し奉つて事立て有らず。銅の湯を水と成すがごとくならん。我が身を草木土に交へて、障へる事無く成さん」てへり。 一に云く。「吾国家を護ること、是れ猶楯戈のごとし。神祇を唱へ率ゐて、共に知識と為つて、必ず皇帝の願を成し奉らむ」てへり。	198	〈大仏造立〉
年号なし		○聖武天皇、仏料黄金のための唐への遣いの無事を朝使により八幡宮に祈願。	託宣したまはく。「求むる所の黄金は、將に此の土より出づべし。使を大唐に遣す勿れ」てへり。 一に云く。 宇佐神 託宣したまはく。「此の土に出づべし」てへり。		
天平21	749	●陸奥守百濟王敬福、小田郡より出た黄金九百両を奉る。聖武天皇、上分百二十両を八幡宮に奉る。			
年号なし		○世の伝に云く、聖武天皇が金峰山に使いを送り、黄金出土を祈る。 ●託宣にいう所を訪ね求め、如意輪觀音像を安置(→石山寺)、良弁が祈請すると陸奥国より黄金献上。八幡宮に百二十両奉納。	託宣に云く。一に云く。夢なり。「この吾が山に金あり。慈尊の出世の時の所用に預る許なり。吾進退せざるなり。但、近江国志賀郡瀬田江の辺に、一の釣する翁有り。石座に坐す。其の上に觀音像を作り、敬ひて祈請を致さば、黄金自ら出でん」と。 仍ち其の処を訪ね求め、如意輪觀音像を安置す。今の石山寺是なり。沙門良弁為に一七日の事を祈請せらる。其の後幾日を経ずして、陸奥国より金を献る。大菩薩の御力為	199	〈黄金出土・奉献〉

年号なし		<p>また祈念により比叡山側より水銀が出、三升弥勒寺宝蔵に奉納。勅使が奉った百二十両を八幡大菩薩が自らの手で受け取る。</p> <p>【東大寺記】 ○聖武天皇、菩薩の大願を廻らしその許否を知るため宇佐宮に勅使。 ◎勅使、目の当たり其の声を聞き奉ると云々。</p>	<p>るに由り、先づ百二十両を分けて、宇佐宮に奉ると云々。件の勅使四月六日に参宮して、黄金を奉る時に、大菩薩手自ら請け取り坐す。香炉筥に納められ、第一御殿に在り。今黄金の御正体と号くは是れなり。又水金無し。而るに仏像莊嚴難治の間、祈念せらる処に、近江国の比叡山の側より、水金自然に流出するなり。其の上分又三升……を献らる。同じく弥勒寺の宝蔵に納め奉る。今水金の靈像と名くるは是なり。</p> <p>大菩薩御体を顕し、勅して云く。「我国家を護る志は、鉾と楯の如し。早く国内の一切の神祇・冥衆を引率して、共に吾が君の知識と為らん」と云々。勅使、面其の声を聞き奉ると云々。</p>	201	
天平20・9・1	748	<p>●翌年聖武天皇、神託を仰ぎ官符。八幡神神部の人、毎年一人得度せしめ弥勒寺に入らせる。 弥勒寺に学分として、綿一万屯・稻十万束・墾田百町。聖武、太上法皇勝満となる。孝謙天皇即位。</p>	<p>託宣したまはく。「古は吾は震旦国の靈神にして、今は日域鎮守の大神なり。吾は昔は第十六代の帝王にして、今は百王守護の誓神なり。先には独り数万の軍兵を率し償きて、……隼人を殺害して、大隅・薩摩を平げり。後には此等の生類を救はんが為に、三帰五戒を持たんと思ふ。仍ち毎年一人の度者を儲けて、年分と号けて、吾が応神の字なり。神の名を授けて、社に祇候せしめて、氏人等に法華・最勝を習はし、三帰五戒を持せて、毎月の六斎日辰時に、三帰五戒を伝へ受けん。三宝に帰依し、戒を持つ力に依つて、後に像末の邪神を滅亡して、天帝の御命を守護し奉らむものぞ」てへり。 (三宝帰依の神託)</p>	*90, *456	
天平勝宝1・4・8	749		<p>託宣したまはく。「神吾が社の宮人・氏人等、末代に及んで、何物を以てか珍宝とすべき。都て宝と思ふべき物無きぞ。静に思惟せよ。崑崙山の珠玉も、瑩かずば、珍に非ず。蓬萊の薬も、嘗めずば益無きなり。只垂迹の大神の吾を財宝と思ふべきなり。一念も吾が名を唱へん者は、敢て空しき事無きなり。現世には思に随つて、無量の財宝を施し与ふべし。後世には善所に生れて、勝妙の樂を受くべきなり」てへり。</p>	208	
天平勝宝7・11・8	755	<p>●同八年、初めて三ヶ夜の修正会を奉行。</p>	<p>神託きたまはく。「我十二月晦の夜を以て、御寺に移り、修正三ヶ夜の間、衆僧入堂の時は、仏の後の戸の外に跪候して、衆僧入堂の後、仏の前の露地に参候して、天朝</p>	*341	〈修正会の入堂〉

年号なし		◎薬師勝恩寺の金堂	を祈り奉らん」てへり。 大菩薩 、毎年正月初の三ヶ夜の間、 霊を飛ばして金堂に行き、金闕の万歳を祈り奉り 、御願を宝壇に勒し、宝祚の億載を護り奉る。衆僧謹んで御修正を奉行するなり。		
------	--	-----------	---	--	--

威 卷七 小倉山社の部 下 (pp. 223~239)

和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
天平勝宝1・11・19	749	◎内裏に於て	七歳の童子 託宣したまはく。「神吾京に向はん」てへり。	223	〈八幡上洛〉
天平勝宝1・11	749	【類聚国史・第五】 ●八幡大神に一品、比咩神に二品を奉る。	八幡大神 託宣し、京に向ひたまふ。		
天平勝宝1・12・28	749	【旧記】	八幡大菩薩 託宣有り。宇佐より京上し、東大寺を拝まんが為なり。…… 大神 霊託有り、叡願を成すに依つて、上洛せしめ坐し、御位を授け奉る。	226	
天平勝宝7	755		託宣したまはく。「人の国よりは吾が国、人の人よりは吾が人、神の木と成る事は、斧に伐られざらんが為、神の萱と成る事は、鎌に蒞られざらんが為なり。左手の物を以て、右手に移さざれ。右手の物を以て、左手に移さざれ。所謂同じ口に入る物も、嚼む方有り、呑む方有り。胡籙の矢も白羽有り、黒羽有り。況や同姓同人為りと雖も、他く事あらば、吾社を去つて虚空に住んで、天下に種々の災を発さん。堺の内に入る人をば、吾が封民と定めん。神人の家に入って、一夜の宿せば、吾が封人と定め、榊の柱を立てん家をば、封人の家と定めん。若し末の世にも黄衣を着ん者は、神の民なり。此の如く我人に於て、或は公、或は私、私の誓言を信ぜずして、輕慢せば、涼＝（火偏＋奥：おう（あう））時を背き、風雨節を失ひ、絹糸内に空しく、糶糶底を払はん。須く我人は、五辛・肉を食はず、女の汚穢に交はらざれ。各若くは三日、若くは七日、死穢・葬に於ては、三十三日と究めよ。生穢に於ては、二七日を忌め。神道の名を借るは、暫く邪衆を渡さんが為なり。慈尊の出世を待つて、得脱すべし」てへり。	*457 *152 227	

天平勝宝7・2・15	755	●神託から135年後、宇多天皇が官符にて、神領を優先すべきことを示す。	託宣したまはく。「諸国に二種の田有り。租田と地子田なり。皆其の員有り。然るに公家彼の田の内並に民等を分けて、我に千四百余戸の封を給ふ。其の外国々の上下の浪人・土人等、己が貯ふる治田・開田等を以て、これを進む。自然に数百町の田畠に及べり。用ふる所は少く、納むる所は多し。仍ち官物を費さざらんが為に、八百戸の封を以て、公家に返し奉る。遺る所六百余戸の封、並に国々の彼の治田・開田等、又其の員有り。今須く府の検知を加ふべし。社領の物に於ては、未来際を窮めて、喧嘩の愁を致す勿れ。跡を神道に垂るときは、自ら領物の妨げられん事を嘆く」てへり。	228	
天平勝宝7・3・11	755		神託したまはく。「吾、神の命を矯すことを願はず。一千四百戸を請け取つて、徒に所用無し。山野に捨つるが如し。宜しく八百余戸を朝廷に返し奉るべし。造営造寺の料なり」てへり。	229	
天平勝宝7・3	755	【類聚国史・第五】 ●託宣に従う。	八幡大神 の託宣に曰く。「神吾、神の命を矯すことを願はず。封一千四百戸・田一百四十町を請け取つて、徒に所用無し。山野に捨つるが如し。宜しく朝廷に返し奉るべし。唯常の神田を留むならくのみ。」	230	
天平勝宝7	755	○祢宜社女が大宮司大神田麻呂と国司殿にて交わる。 ●伊予国宇和嶺に移り坐す(十二ヶ年)。社女にかわり、辛嶋勝久須売を任ず。九年間託宣無きに依り、辛嶋勝志奈布女を任ず。	託宣したまはく。「汝等が穢過有り。神吾、今よりは帰らじ」てへり。 峯に在りて、大虚より大海を渡り、伊予国宇和嶺に移り坐す。同年七月、社女日向国に至る。田麻呂を多胤島に遣はす。宇和嶺は十二ヶ年なり。此の間の御託宣は、彼の嶺より茲に飛来し、以て告げ示し坐す。		〈祢宜社女・大宮司田麻呂の触穢〉
天平宝字7	763	●祢宜辛島勝与曾女・祝竜麻呂、本堂礼堂を建立、千手観世音像を造る。 神託の70年後、官符により、大宮司大神朝臣宮次・祝辛島勝家主・弥勒寺講師光恵等、残りを造る。	託宣したまはく。「我誓願すらく。別の堂に、観世音菩薩像一体・四天王像四体・四大菩薩像を造り奉らん。異国降伏の為なり」てへり。	231	
天平宝字7	763	○託宣通り、宮司を任	託宣したまはく。「押領使宇佐公池守を我が宮司に願ふ」てへり。 又託宣したまはく。「旧の如く、大神朝臣		

天平神 護1・3・ 22	765	じようとすると ●官符あり。神の占を 待つ。	田麻呂を、吾亦召して宮司と成さん。流に 在るをまで」てへり。	232	
天平神 護1・閏 10・8	765	●同22日両国に府の 符。	託宣したまはく。「今我が居る所の宮は、 穢等を躡み達りて、縦横既に故塘と為れり。 我が安んずる所に非ざるなり。願はくは浄 き処に移つて、朝廷を守護し奉らん。…… 其の地は、我が占んに随へ」てへり。 別に 宣く。「吾昔伊予国宇和郡より往来の 時、豊後国々崎郡安岐郷奈多の浜の辺の海 の中に、大なる石有り。其の渡に吾渡り着 きて、気を安め、御机石と号す。即ち奈多 の松の本に登つて有りき。其の上の野に登 つて、住むべき所々の案内を見き。其の野 を御立野と号す。其より安岐の林に到る。 後に秋庄と号す。其より同国奈保利郡に至 り着く。其より豊後・日向・肥後三箇国の中 に、広き大野有り。其の野に神行して、 吾点定しき。件の地は、水の便無きに依つ て、田を作らず。吾欲を離れて、好んで住 せんと思ひき。然而吾に叶ふ神氏等申して 云く。物を食はずば、堪へ難し。何を以て か神事に勤仕せんと云ひき。仍ち彼の所に 住まず。然而田を作ること無けれども、猶 神領有り。件の地等を、野郷・北郷・高智 保と号す。……豊前国と豊後国の中に、吾 至り着く。田布江と号す。其より鷹居に至 る。其より郡瀬に至る。其より太祢河に至 る。其より酒井に至る。其より乙咩浜に至 る。其より馬木嶺に至る。其より安心院に 至る。其より小山田の林の中に至る。其よ り菱形池の辺に帰住しき。是の所々は、神 吾が扱ふ所の勝地なり。宇佐郡の内に近き 所々には、四年に一度、臨み見んと欲ふ。 此の外の所は、程遠し。加以、事の煩有り。 但府国の司に触れて、今吾が領地に住まし む神人に、公役負せじ」てへり。	* 120- 5 233	
天平神 護2・1・ 12	766		神 託きたまはく。「新羅国の訴に依つて、 大唐国は一千艘の船に軍兵等を乗せて、日 本国に遣して、責め罰すべき由、宣旨あり。 仍ち神吾、大唐に渡つて、八箇年の間、疫 の気を発す。然而、宣旨を下してより以後、 件の疫の気来り留る。明年に件の軍、来着 すべきなり。これに因つて、大隅と薩摩の 両国の間に、嶋を造つて、軍来り着く日に、 西北の風を吹かして、我が城に狩り入れ て、悉く以て滅亡せしめんものぞ。即ち一 日一夜に、城の嶋を建立する間、多く生類 を滅亡せり。然る間、毎年放生会を勤行し	235 *238、 *457- 8	〈嶋造 立〉

天平神 護2・6・ 22	766		て、彼の含靈を覚岸に至らしめん」てへり。 託宣したまはく。「此年の間、朝廷に嫌ひ捨て給ふ諸人等の靈、大小の患、競ひ発つて悩し奉るを好々解除して守り奉るべし。然ども此の靈等の為に、放生すべし。不清浄の人は、出離せしめよ。彼等が心も怨無くして、悉く止息しなん。逆人仲麻呂の靈は、下津みなどより、諸々の悪鬼を率して、天朝の御命を取らんとす。放生すべしてへり。神吾は帝位に即くべき皇子をば、胎孕せたまふ時より、諸天神祇、扶け奉るなり」てへり。		
天平神 護2・10・ 8	766		託宣したまはく。「祢宜社女がしわざの穢に依つて、神吾、宮を出離して、大空に雲隠れして在しかども、天の御子を取奉るとて、逆人仲麻呂等、陰謀を發して有りしかば、神吾、本誓に依つて還り坐して、天朝の御命を守り助け奉れり。今も又吾が御子達を引率して、日々に守護し奉らん」てへり。	236 *323	
天平神 護2・11・ 9	766	○10・2大宮司田麻呂・女祢宜社女配所から召し還される。11・8社女偽の託宣「田麻呂を哀むべし」。 ◎七歳の童子、地上七尺に登つて	七歳の童子、地上七尺に登つて 託宣す。……「今より以後、託宣を用ふべからず。社女は我が峯を穢して、偽の託宣を成すが故に、十五年、此に住むべからず。大尾に移るべし。今より以後、 七歳の童子、地上七尺に登り坐して 、云ふ事を用ふべし」てへり。	*345, *461	
天平神 護2・12・ 11	766		託宣したまはく。「神吾は、一切の物の中には、朝廷の御命のみぞ、甚し惜しき。君に奉仕する事、更に他の心無し。御体を守護し奉る事、影の如し」てへり。	237	
天平神 護2・12	766		託宣したまはく。「昔は第十六代誉田天皇、今は五畿七道を鎮護の宗廟なり。設ひ銅の炎を以て、席と為すと雖も、心の穢き人の施を受くべからず。我が栖む所は、天子の殿にして、正直の人の頂なり」てへり。	*257, *266	
天平神 護2・12・ 11	766		一に云く。……託宣したまはく。「開別天皇(天智天皇)御宇には、新羅国の僧道行、国家を巨害せんと心を以て来着せし時に、大菩薩は誓に依つて、海にいらしむる事、已に畢んぬ」てへり。	*457	「一云」 「私云」 あり。
神護景 雲1	767		託宣したまはく。「神吾は、掛けまくも畏しき、息長足姫尊の皇子、 品太の天皇の御靈 ぞ。故に吾諸天神地祇を率ゐて、凶逆を	*458	

神護景雲1・11・24	767		掃ひ除き、朝廷を守護し奉る事ぞ。天下に宣示して、神道の正しく、君の位の犯し難きを知らしめ、又邪悪の人等にも語らしめ、皇業を永く固く、国家を平げ、寧く在らしめんとして、一切の経・仏を写し造り奉り、最勝王経一万巻を読み奉り、一百万口を放生せしめんと、誓願せり」てへり。 託宣したまはく。「大唐・新羅国の軍を、滅亡せんが為に、天衆・地祇・海神・水神・山神等を召集して、忽に海中に嶋を造り給ふ。軍の来らん時には、西北の風を吹かしめて、吾が城の内に入れしめて、滅亡せん」てへり。 私に云く。此の嶋は、靈行の往年に造り給ふ所にして、今御託宣有るのみ。	238 *235, *457-8	「私云」あり。
-------------	-----	--	---	----------------------------	---------

カ 卷八 大尾社の部 上 (pp. 254~269)

和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
天平神護2~神護景雲1	766~767	宇佐公池守、託宣・官符等により大尾山頂に社殿造営、神体を遷座させる。	託宣	254	〈大尾社遷座〉
神護景雲2	768	●太政官符発令、船の奉獻を命ず。	託宣したまはく。「大隅国の海中に造る嶋に、幸行為んと坐に、船を願ひ欲ふ」てへり。		〈島造立〉
神護景雲2・4・4	768	○中臣朝臣以守、幣帛を奉獻。 ●祢宜辛嶋勝与曾女を従六位上とす。 ◎このころ大隅海中に嶋を造立、鹿兒島と号す。	神託宣したまはく。「船亦一艘足らざるなり。二艘有るべし」てへり。	255 *235, *257, *310, *457-9	
神護景雲3・7・11	769	○近衛将監兼美濃大掾従五位下和氣清麻呂、称徳天皇の勅使として宇佐参宮、宝物を貢進し宣命を述べんとす。	御大神託宣したまはく。「神吾、貢進の宝物は、朝家の御志なり。請け納むべし。汝が宣命をば、吾、聞くべからず。祝の為に識り畢ぬ」てへり。		〈道鏡の皇位覬覦事件〉(巻九に続く) 〈大宰主神中臣習宜阿曾麻呂、道鏡
神護景雲3・7	769	○清麻呂、上記託宣を伝えた女祢宜(辛嶋勝	満月の輪の如く、出で御す。和光宮の中に満つ。……顕現れたる御体は、即ち止んご	*286	

<p>・ 11</p> <p>神護景雲3・7・11</p>	<p>769</p>	<p>与曾売)への不信を表明。与曾売、抗弁し神に示現を請う。</p> <p>◎時に御宝殿の動揺すること、一時計りなり。御殿の上に、紫雲忽に聳き出でたり。</p>	<p>と無き僧形なり。御高三丈許りなり。清麻呂に対つて宣ふ。「清麻呂卿、汝託宣を信ぜず。女祢宜の奉仕の元由を知るや否や。女祢宜は、受職灌頂の位に諧ふ者を撰び任ずるなり」てへり。</p>	<p>256</p>	<p>天位の神託を奏し、和氣清麻呂、勅使として宇佐参宮)</p>
<p>神護景雲3・7・11</p>	<p>769</p>	<p>○清麻呂、上記託宣を受け「受職灌頂の位」について問う。</p>	<p>又宣く。「彼の位と謂ふは、妙覚朗然の位に相諧ふ。弥陀の変化の御身なり。汝託宣を用ふべし。又吾誓願を發して、形を三身の神体に顕して、慥に善惡の道を裁るなり。法体と俗体と女体、是れなり。今汝が宣命を受けじ。此の旨を以て、奏聞せしむべきなり。定て汝科愈に処かれんか。然りと雖も、神吾、吉く相助くべきなり、自余の事等は、祢宜の託宣を受くべし」てへり。</p>	<p>*115</p>	
<p>神護景雲3・7・11</p>	<p>769</p>	<p>【八幡大神託宣奏記】</p> <p>大神吾は、銅の火村を飯と食へども、意穢き人の物をば受けず。銅の火村を座と為すとも、穢き人の物は受けずとして、正直の人の頂を、栖とす。詔曲の人をば、稟けずと云々。</p> <p>天雲の中に、上り隠れなんとは思ひしかども、我天御子を護り奉るところそ。</p> <p>吾、右の手を以ては、大唐・新羅国を居る静め、左の方の手を以ては、我が天朝廷を護り</p>	<p>時に大御神の御形は、一所にして御坐すと雖も、紫雲聳ゆること三箇度にして、各御殿に入らしめたまふ。</p> <p>七月十一日巳時、祢宜従六位上辛嶋勝与曾売に託宣したまふ。</p> <p>「一。大神吾は、不正の物は受けず。此の物の意、穢く有るが故に、返し弃つべし。」</p> <p>「一。吾、天雲の中に、登り隠れなんとは思へども、国家を輒く弃て奉るべからず。一世の帝のみ有るべき天下には非ず。世は替れども、神は替らず。故に吾無道の衆生を導かんが為に、本猛き志を起して、垂迹し給ふぞ。兵を用ふるは何ぞや。神の矢東に流れて、神の鼓地を振はん。」</p> <p>「一。海の中に、嶋を作る故は、神祇の威勢を示して、無道の衆生を導き、及び他国より發り来たるべき賊を、返し鎮んが為に。然れども吾専ら作るに非ず。他の神の</p>	<p>257 *237, *266</p> <p>*316-7, *411</p> <p>*235, *254-5, *310,</p>	<p>八幡大神託宣奏記以下『奏記』において“真言”として朱書された部分を下線で示す。鉤括弧「」はテキストによる。“諷諫”として墨書された部分は状況欄に記す。(p. 115 注30参照)</p>

	<p>奉る。</p> <p>而を今度のみなり、心安し。</p> <p>御賜物は請らる。</p> <p>下津よみなとも。</p> <p>一。三宝諸天も、皆悉く歡喜す。あなよろこぼし。あなうれし。</p> <p>今請ひ欲ふ物は、金笏・御衣服表裏・御袴表裏・御髪結・御足結緒等、専ら吾が天子の御手を以て、縫ひ備へて請けたまはらむ。</p> <p>吾金の笏を傾けて、今請けんと欲ふ物は、御衣服表裏・御袴表裏・御髪結・御足結緒等なり。専ら吾が天子の御手を以て、縫ひ備へ給はらむを、請くとぞ。吾が衣を裁ち縫ふ間、僧尼等を侍らしむべからず。汝等知るや。僧尼は不浄の衣を着る器にて有るとは、是れ他に非ず。吾神道と頭れて、浄と不浄の差別を為す。故に教へて成すなり。吾不浄の者と無道の者を見れば、吾が心倦く成つて、相を見ざるなり。喩へば針を目に刺すこと有るとも、神の誓願をば、相違すべからず。無道不信の者をば、掃き退くること、年月を廻さざるなり。当に知</p>	<p>當む所ぞ。是の神を、宜く早く呈し祀るべし。神祇も悉く率ゐ作す。」</p> <p>「一。嗟、今度のみなり。使の面を相見ん。君臣の道に合むとして、命を殺さるべし。汝使よりは、吾は甚痛苦し。日々に血の涙を胸に流して、啼き哀しむのみ。」</p> <p>「一。吾物を受けず。強れば、甚穢く苦し。」</p> <p>「一。黄泉の使も、堺に向つて有り。」</p> <p>一に云く。黄泉の使も、出で立ち向はむとす。堤を構へて、来り向はしむべからず。</p> <p>「一。三宝諸天も、皆悉く厭ひ背くにて有す。あなかなし。あなくやし。」</p> <p>「一。僅に御命を救ひ奉るべき方は、吾が衣を、御手を以て、専ら縫ひ備へて、請むと申せ。衣を縫ふ間は、甚だ堅く物忌して、御殿の内に、僧等を侍はしむべからずと申せ。」</p> <p>「一に云く。神吾、今女帝の御寿を守り救ひ奉るべき方法は、吾が衣を、御手を以て、専ら縫ひ備へて給はらむを、請け納めむと申せ。」</p>	<p>*457-9</p> <p>258</p> <p>259</p>	<p>「一云」</p> <p>「一云」</p>
--	--	--	-------------------------------------	-------------------------

	<p>るべし、死ぬる恥よりは、生ける恥のごときは無し。身の疵よりは、名の疵のごときは無してへり。</p> <p>金の鏡を手に以てあるがごとく、今日の日継を、人申さむと為す。此を聞きめし行ふこと莫れ。大石は動くとも、御意な動き賜ひそ。</p> <p>針を目に刺さむごとに、御意に照し給ひなむ。</p> <p>今年と来年の間に、穢しき心あらむ百姓等をば、払ひ退けてむ。</p> <p>下津よみなと。</p> <p>天雲本の壁立ち、天の石戸の開く限りの神等を、神集ひに集めて、神論じに論ぜん。</p> <p>今年と来年の間は、静に御座すべし。</p> <p>天の日継は、御身の中より、日の足継ぎ給はむものぞ。</p> <p>大神吾は、吾が天御子の血に御座しし時よりしまき奉て、護り奉ればこそ。</p>	<p>「一。当に金の鏡をば、手にもてりと思つて有とも、臣民をば継しめず。」</p> <p>「一。君吾が衣を縫ひたまふに依つて、此の無道の僧を弃て退きては、御意に厭ひ倦んで、久しくは相見ず。然ども難く聞食し有すならくのみ。」</p> <p>「一。穢しき心を以てる、無道の僧を掃ひ退けて、天下に表し示さむ事、年は廻らさじ。当に知るべし。死ぬる恥よりは、生ける恥のごときは無し。身の疵よりは、名の疵のごときは無し。」</p> <p>「一。直き諫を聞食さずあるべきに依つて、御命短かかるべし。秋の穂も重からず。」</p> <p>一に云く。神吾が直き諫を信ぜざる者は、命に危有るなり。吾を信ぜず、吾を重んぜざる者は、己が命の長く短きを知らざるが如くなり。世の人皆、末代に及ぶまで、吾が教を信ずべきなり。吾が教を信ずる者は、二世の願、違ふ事無きなり。</p> <p>「一。神祇は、早く悉く背きにき。天地雲水、種々の物に付いて、恠を表すれども、都て悟る事無し。」</p> <p>「一。年も廻らさず、皆改め替るなり。」</p> <p>「一。天の日継は、必ず帝氏を継が使めむ。」</p> <p>「一。帝と御在すべき皇子をば、朱き血より諸天も護り、神祇も護るものぞ。」</p>	<p>*259 (後出箇所)</p> <p>*285</p> <p>*259 (前出箇所)</p> <p>260</p> <p>*264, *287, *293</p>	<p>「一云」</p>
--	---	--	--	-------------

		<p>穢しき心有つて、競ひ来る人等を、払ひ退くる。</p>	<p>一に云く。神吾、天の日繼は、必ず朝の帝氏を継がしめ奉らむとぞ。朝天は日の光の如く、広く永く有らしめ奉らんとぞ。神吾、帝と御坐すべき皇子をば、朱子より、諸天神祇共にして、護り奉るなり。</p> <p>神吾、国家並に一切の衆生を、利益するの意深きに依つて、虵心を発すなり。虵身と変じ発する故は、衆生の心をとらかして、戒の道に入らしめて、更に悪を行はしめずして、引導せむとなり。已上、一の本文なり。</p> <p><u>「一。意穢しく、己が分を知らず。愚癡に巧み謀りて、夏の虫の火に入るがごとく、食欲に惑ふて、競ひ走らむ衆生をば、諸天も厭ひ悪むらん。神祇も厭ひ悪みて、払い退くものぞ。此を以て、後の代に吾が言を信じて、旗を振つて、正道を崇めむ。」</u></p> <p>一に云く。神吾が誓願の中に、猶々直く諫むべき事等有り。意穢く己が分を知らず、愚癡に巧み謀りて、夏の虫の火に入るが如く、食欲に迷ひ惑ふて、仏神の事も知らず、慈悲をも施さず。悪を好む衆生をば、諸天も厭ひ悪み、神祇も掃ひ退け給ふものぞ。此を以て、来（末カ）世の衆生、吾が教言を信じて、旗を振つて、正道を崇むべきなり。汚穢の心を取て、成す事無れ。穢き心と謂ふは、其の数有り。覚えず、善悪をも明めず、分別せず、己が愚かなる意に任せて、無道悪事を好む者をも、不浄の穢心と云ふなり。如何に云んや、現に見えて不浄なるをやてへり。已上、一の本文なり。</p>	261	<p>「一云」</p> <p>「一云」</p>
		<p>今年来年に有ては、御意ばへのさかりに安けく御座さむ物ぞと、申し給へ。七月十五日に返事申せと申ししは、此の事を申し上げんとぞ。</p>	<p><u>「一。然れども、直き諫に随つて、改め誠めて、正道を崇め守らば、一、二年の間に、国家安寧にして、御命も八十年も有らしめんとぞ。然れども、直き諫に随ひ給ひまじくあらくのみ。」</u></p> <p>一に云く。神吾、正道を崇め行はんと思ふは、国家安寧の故なり。御寿命は八十歳有らしめ奉るとぞ。此の直き諫を、慥に達せしめば、天朝は安穩に御座さむ物ぞと。七月十五日に返事申すべしと申ししは、此の事を申し達せんとぞ。</p> <p>一。又我に心に懸けて祈り請ふ事は、未来に及ぶまで、頌む文に随ふべし。諸の悪を造らず、善を修め常に行なはば、自ら身と</p>	262	<p>「一云」</p> <p>『奏記』の真言・諷諫ここ</p>

			意を淨め、神我、教へん。文なり。		まで
神護景雲3・7・28 年号なし	769	【清麻呂の上奏書】 清麻呂、託宣に関し書を上奏。	一。先度の大神の託宣に依つて、奏文二紙を作る。……時に奏文二紙を作る意は、 大神 託宣したまはく。「此の申し上げ事は、西方に聞かしむる事を得ざれ」と、宣ふに依つてなり。	263 *283-4	
年号なし		●清麻呂、法均に代わり勅使として宇佐参宮。	一。先の度法均の宣を被るに云く。勅を奉るに僞く。「朕（ 称徳天皇 ）、昨夜に夢みらく。 大神 の使言ひて曰く。「法均大尼を請ふて、奏すべき事有り」。即ち夢の裏に慮ばかる。此は天の日継の事ならん。宜く代つて清麻呂を遣して、当に天の日継に当てむと申し上げ賜はん」てへり。	*264, *284, *286	
年号なし			一。後の度、 大神 託宣したまはく。「宮は同じくとも、御殿は殊に為るべしと申せ」。	*285	
年号なし			又宣く。「今年と来年は、静に御座も坐せ。御殿は殊に為るべしと申せ。又僧等は、常に近く侍はしむべからずと申せ。此の申し上げる事は、人に聞かしむを得ず。甚だ重く誓はしめき。文にも注すこと莫れ。直に言ふにて、法均をして申さしめ賜よ」と宣ひ畢りき。		
神護景雲3・7	769	○清麻呂、勅使として宇佐参宮。	先後に二度 大神 の託宣に、「西の御座所に奏する事を聞かしむらまく欲せず」と云へり。	*284	
			西に准ふれば、僧道鏡が名なりてへり。	264	
神護景雲3・9 神護景雲3	769	【類聚国史・第九】	大宰主神習宜阿曾麻呂、希有に道鏡に媚び事ふ。因つて八幡の教を矯つて言く。「道鏡を皇位に即かしめば、天下太平ならん」と。 天皇（ 称徳天皇 ）、清麻呂を床の下に召し、勅して曰く。「昨の夢に、 八幡神 の使来つて云く。「大神事を奏せしめんが為に、尼	*263, *284, *286	〈道鏡天位の偽託宣から清麻呂配流まで〉

神護景雲3	769	○清麻呂、勅使として宇佐參宮。 ●清麻呂帰朝、神託を奏上して本官を解任され、大隅配流。法均、還俗させられ備後配流。	法均を請ひたまふ」と。宜く汝清麻呂、相代つて往きて彼の神の命を聴くべし」と。 大神 の託宣に曰く。「我が国家は、開闢より以来、君臣定めり。臣を以て君と為ること、未だ之れ有らざるなり。天の日嗣には、必ず皇緒を立つ。無道の人は、宜く早く払ひ除くべし」と。	*260, *287, *293	「清麻呂罪科の宣命」（神護景雲3・9・24）
神護景雲3	769	【和氣宿禰清麻呂の伝】	託宣したまはく。「銅炎を床坐と為すとも、邪幣をば受けじ。此より以後、汚穢不浄を嫌はず、詔曲不実の者を嫌ふなり」てへり。	266 *237, *257	
神護景雲3	769		一に云く。称徳天皇の御宇、道鏡禪師に位を譲らるべき由、和氣清麻呂を以て勅使と為し、宇佐宮に申さしむる日、 大神 託宣したまはく。「夫れ神に大小好悪の不同有り。善神は淫祀を惡み、貪神は邪幣を受く。我、皇緒を紹隆し、国家を扶け濟はむが為に、一切經及び仏を写し造り、最勝王經一万卷を諷誦り。一の伽藍を建てて、凶逆を一旦に除き、社稷を万代に固うせしめむ。汝此の言を承つて、違失有ることを莫れ」てへれ（り）。	*267 267 *315	「一云」
年号なし		【政事要略】【貞観格】	「夫れ大小好悪の不同有り。善神は淫祀を惡み、貪神は邪幣を受く」と。	*266	「私云」あり。
天平神護3・7	769	【勝尾寺縁起】	神宣く。得道し来る文の由来の事。		〈八幡による偈「得道来不動法性…」の由来〉
和銅1・1・15	708	撰津権守藤原致房の妻、前年蒙った靈夢により二子を出産。二子、長じて出家、善仲・善算と称す。のち勝尾山に隱遁、金字大般若經書写を發願。		268	
天平神護1・2・15	765	勝尾山に隱遁した光仁天皇皇子、善仲・善算を師として出家、開成と称す。二師、開成に紺紙を託す。			

神護景雲2~3	768~769	善仲・善算、相次いで没。			
神護景雲3	769	○開成、二師の宿願を遂げるべく天道に祈請し、金泥を請う。	容儀美麗の衣冠の人來つて、告げて言く。「経を写すを助成せむが為、金丸を奉加せむと欲ふ」。右手に青き錦に裹む物を持つ。	269	
神護景雲3	769	○開成、現れた衣冠の人に誰かと問う。 ●開成、金丸を得る。	即ち偈を以て答へて宣はく。「得道より來、法性を動かさず。八正道を示し、権迹を垂る。皆苦の衆生を解脱するを得、故に八幡大菩薩と号く」。頌む後に、夢に念へらく。「八正道より迹を垂る。故に八幡と申す」と。	*148, *363	
神護景雲3	769	○開成、重ねて祈請し、硯の水を請う。	夢に非ず、覺に非ず、天婆夜叉の如き者、北方より飛び來つて曰く。「大菩薩の儼詔を蒙むり、写経の奉為に、白鷺池の水を汲みて、持ち來らしむなり」と云々。		
神護景雲3	769	○開成、現れた天婆夜叉の如き者に誰かと問う。●開成、水を得る。	答へて曰く。「信州に崇き居る諏方の南宮なり」と云々。		
宝龜6・7・13	775	開成、金字大般若經の書写完了。			

神 卷九 大尾山社の部 中 (pp. 283~295)

和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
神護景雲4・3・13	770	大隅配流中の和氣清麻呂、「大神託宣したまふ諷諫の真言」を抄出、娘の尼法海房に託す。 【和氣清麻呂の状】 ●清麻呂復命、「真言」を陳ず。奏文二通を作成、詳記を天皇、略記を西方に献ず。	清麻呂再び使を宇佐大神宮にたてまつり、国家の大事を大神に請問したてまつる處に、西の命と合はず。……其れ大神と西の方と和せざること、唯に今のみに非ざる事、先の奏に明かなり。……又先に阿曾麻呂が清麻呂に語つて曰く。「大神和せざること、先より然なり」てへり。	283 284	〈道鏡の皇位覬覦事件〉(卷八より続く) 「西の命」；大宰主神習宜阿曾麻呂の伝える神教 (p. 283 注五)、道鏡天位の託宣。
神護景雲3	769	天皇(称徳天皇)夢告を蒙り、勅使清麻呂を宇佐に遣わす。	昨夜の御夢に、大神の使有り。言して曰く。「法均大尼を請はむと欲ふ。奏すべき事有り」てへり。是の時思ひたまはく。「此れ必ず天位の事ならん。今清麻呂を差して、法均の替りと為て、潔斎敬慎せしめて、神	*263-4, *286	

神護景雲3	769	○清麻呂、宇佐参宮、「神異の誨」を求めて祈念。	宮に参向せしめん」と。 時に 大神 、 祝韓嶋勝与曾咩 に託きて、清麻呂を誡めて宣く。「吾が言を、西に聞かしむるなかれ」てへり。	*262-4	
神護景雲3	769	清麻呂、奏文二通を作成、一通を神宮に蔵め、一通を朝廷に献ず。	此の奏文の中に、大事二条有り。又文の外に、小事一条有り。大事の二は、一には「濁れる意ある人を扞ぎ退け」、二には「天の日繼の人は、将に鏡を握れるが如くせよ。願正しくして、必ず放にすること莫れ」。小事一とは、「宮は同じと雖も、殿は須く異にすべし」と。	285 *259 *263	
年号なし		◎清麻呂、配流の獄近辺の民の語りを聞く。	又 配流の処の獄の辺りの民等 語つて曰く。 大神 託きて曰く。「吾実に此の大隅国に遷り来れり。故に早く顕れんと欲ふ」てへり。	*309	
年号なし		同上。	又曰く。「海中に嶋を造り、神等未だ顕る所を得ず。故に早く見れんと欲ふ」てへり。	*254-5, *257, *310, *457-9	
天平神護3	769	【清麻呂薨伝（日本後紀・卷八延暦18（799）年2月21日条収）】【清麻呂伝】	大宰の主神習宜阿蘇麻呂、道鏡に媚び事へ、八幡神の教を矯つて言く。「道鏡を天位に即かしめば、天下大平ならん」と。	286	典拠はp. 285注七による。〈清麻呂伝〉
天平神護3	769	●清麻呂、にわかには信じ得ず、さらに祈念。	天皇（ 称徳天皇 ）清麻呂を床下に召して曰く。「夢に人有つて来る。 八幡神の使 と云ひ、事を奏する為に、尼法均を請ふ。朕答へて曰く。「法均は軟弱にして、路に堪へ難し。其の代りに清麻呂を遣す」。汝宜しく参つて神の教を聴け」と。	*263-4, *284	
天平神護3	769	●清麻呂、復命。天皇、清麻呂を改名させ大隅に配流、法均を還俗させ備後に配流。	（清麻呂）往きて神宮に詣るに、 神 託宣したまはく云々。	*255 287 *260, *264, *293	
天平神護3	769	●清麻呂、復命。天皇、清麻呂を改名させ大隅に配流、法均を還俗させ備後に配流。	神 即ち忽然として形を現したまふ。 其の長三丈許りなり。相満月の如し 。……是に於て、 神 託宣したまはく。「我が国家の君臣の分定まれり。而るに道鏡逆を懐き、道無くして、輒く神器を望む。是を以て神靈震怒して、其の祈を聴しめされず。汝帰つて吾が言の如く奏せよ。天つ日嗣は、必ず皇緒を続け。汝、道鏡の怨を懼ること勿れ。		

<p>天平神護3</p> <p>年号なし</p> <p>年号なし</p>	<p>769</p>	<p>●翌年光仁天皇踐祚。清麻呂・法均召還。</p> <p>○清麻呂、足痿えて宇佐参宮。</p> <p>清麻呂、神託により綿を下賜され、宮司以下国中の百姓に頒布。</p>	<p>吾必ず相濟はん」と。</p> <p>道鏡又追つて、将に清麻呂を道に殺さむとす。雷雨晦暝して、未だ即ち刑を行はざるに、俄にして勅使来つて、僅に免るることを得。</p> <p>豊前国宇佐郡＝（木偏＋若：しもと）田村に至るに及び、野に猪三百許有り、路を夾むで列り、徐く歩み進む。駆ること十許里すれば、走りて山中に入りぬ。……社を拝する日、始めて起ち歩くことを得たり。</p> <p>神託宣したまふて、神封の綿八万余屯を賜ふ。即ち宮司以下国中の百姓に頒ち給ふ。</p>	<p>288</p> <p>*294</p> <p>*315,</p> <p>*317</p>	
<p>【和氣清麻呂参宇佐宮絵詞】</p> <p>○清麻呂、勅使として宇佐参宮、道鏡天位に関し神意を問う。</p> <p>○清麻呂復命、膝裏の筋を切られ伊予配流。悲歎涕泣して祈念。</p> <p>●称徳天皇、ほどなく没。道鏡、下野配流となり、ほどなく没。清麻呂召還。以後、天皇即位のはじめ、宇佐宮への使者に清麻呂の氏を立つ。</p>		<p>【和氣清麻呂参宇佐宮絵詞】</p> <p>まありつきて、奉らるる神宝御前にすゑならべて、事によしを申すあひだに、そらはれ雲なかりつるに、俄にくろき雲御殿のうへにおりくだりひろごりければ、やみの夜のやうにて、いかづち鳴りて、ひらめきて、かしらのうへにおちかかるやうにて、……御殿の上にあたりて、五六丈の五色の光あり。ほのほのやうにかみさまにひらめきあがる。……しばしありて、宮祢宜につきて仰せらるるやう。「この国は、天くだりの神の御代より、当時にいたるまで、御そらのくらゐにはつく物なり。ゆくすゑまでも、さらにあらたまる事なく、つぎつつ位にはみたまふべし。しかるをこのぬす人法師を、俗のつかさになしあぐるだに、いまだ例なし。いかにいはむや、位にはいかでかつくべきぞ。しかあらば天地はたひらかにてありけむや。すみやかにかへりまゐりて、このよしを奏すべし」。</p> <p>にはかに託宣したまはく。「清麻呂はあやまちたる事もなし。よこさまにぬす人のためにつみせられたるなり。すみやかにこれよりむかへにつかはせ」と仰せられければ、宇佐宮より人きてむかへてなむゐてまゐりける。よろこびてまゐらんとて立ちければ、よほろもとのごとくつかれにけり。宮にまゐりつきたりければ、「いま事どもなほりなむ」と仰せたまひければ、みやになむさぶらひける。</p>	<p>293</p> <p>*260,</p> <p>*264,</p> <p>*287</p> <p>294</p> <p>*287-8</p>	<p>和氣清麻呂勅使と為り、宇佐宮に参る事を書く絵詞</p> <p>よほろ；膝裏の凹んだ部分</p>	

和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
宝亀2	771	○和氣清麻呂、豊前守着任。	此の時、 大神 託きたまはく。「大神朝臣田麻呂を以て、吾が宮司に宛てよ」てへり。	307 *315	〈清麻呂豊前守着任〉
宝亀4・1 ・2	773	【豊前国司の解】 清麻呂、八幡大神の祢宜・宮司等に偽託宣・妖言の多いことを訴え、檢察を申請。	……頃年の間、八幡大神の祢宜・宮司等、辞を神託に寄せ、屢妖言有り。止に国家を擾乱するのみに非ず、兼ねて朝廷を詐偽すること有り。……望み請ふらくは、上件の官人・国司判官已上、俱に神宮に向ひて、明に実否を定められんことを。		〈宇佐宮神職団の肅清〉
宝亀4・1 ・9	773	【大宰府の符】 大宰府、上記清麻呂の申請を許可。		308	
宝亀4・1 ・15	773	【ト食しむる託宣の虚実並に任用祢宜等の状】 清麻呂、近年の託宣についてト部に虚実をト定させる。あわせて祢宜大神朝臣少吉備咩・宮司大神朝臣田麻呂の任用については是非をト定させ、可との結果を得る。	一。祢宜 辛嶋勝与曾売 が託宣する所は、大神の実の託宣か。……推して云く。与曾咩が託宣は、既に偽虚なりてへり。 一。前の日記を案ふに、託宣の状に倣く。「大神、大隅国に故に早く顕はし祠れんと欲ふ」は実か。……推して云く。大隅国にも、実に顕はし祠れんと欲ふてへり。 一。又曰く。「日向・大隅国の海の中に、嶋を作るは、大神吾立て作るに不ず。他の神の作る所なり。此の神を見はし祀れざるに依つて、国家の為に屢禍恠を起す。宜しく早く顕はし祠るべし」てへり。実か不か。……推して云く。他の神嶋を作るてへり。	309 *285 310 *235, *254- 5, *257, *285, *457- 9	
宝亀4・1 ・18	773	【宇佐公池守の解】 宇佐公池守、祢宜 辛嶋勝与曾女 の偽託宣について自らの関知しない旨を訴える。			
宝亀4・1 ・19	773	【豊前国目の解】 豊前国目河原連渡津、託宣を求めて得られないことについて祢宜 辛嶋勝与曾売 を責		311	

		問。与曾売、過日の託宣を以て応答。		
宝亀4・1 ・19	773	<p>【豊前国司の解】</p> <p>清麻呂、祢宜辛嶋勝与曾売・宮司宇佐公池守の解任、祢宜大神朝臣少吉備売・祝辛嶋勝竜麻呂・大宮司大神朝臣田麻呂の任命を申請。</p>		312
宝亀4・2 ・7	773	<p>【宇佐郡司の解】</p> <p>○大宰府使主神中臣朝臣宅成及び国司等、宇佐宮参向。</p>	即ち 大神 、 祢宜与曾女 に託けて宣く。「清麻呂、我忠の功を誉めて、綿一千屯を給ふ。又前後の諸国司に、節級で綿を給ふ」てへり。	313 *288, *315, *317
宝亀4・2 ・7	773	○清麻呂、祢宜辛嶋勝与曾売・宮司宇佐公池守等について「能からぬ奴に有るがゆゑに」解任を申す。	即ち託宣したまはく。「大神吾が祢宜は、託宣を誤らずとも、清麻呂怒つて争論するのみ」と云ふ。これを知らずして、行くこと数歩にして、即ち神宮の政所に退き至つて、猶疑ひ怒むを、池守等が能からぬを勘問して、科罪を打んとす。しかるに三思と云ふ義に依つて、遂に刑を加へずして、宇佐郡に宿すること八日、夜の戌時より亥時に至つて、大神宮に 電光の如く照して、或は卅丈許り行なり、或は地振ひ、或は鎗を鳴らして射きてへり。	314
宝亀4・2 ・9	773	<p>【豊前国司の解】</p> <p>諸国司等を召し、祢宜辛嶋勝与曾売に託宣。</p>	<p>八幡大神託宣を申す事。合せて伍ヶ条。</p> <p>一。今月九日を以て、諸国司等を召して、大神、祢宜正六位下辛嶋勝与曾売に託けて宣く。「国主、諸の宰等を率して召しつる故は、朝廷を護り奉り、及び国家を救ひ助けんが為にして、去年十二月十五日より廿四日迄、並に十ヶ日、仁王経を講読し奉るを注し願して、朝廷に申さず。此に依つて、吾が光を四方に照すものぞ。此を申し給へ」。</p> <p>一。「神吾が敷て坐す国の内の百姓等、甚だ貧窮なり。其等が負ふ所の未納に依つて、朝夕に打懲るを見れば、甚だ慙れし。府其等が負ふ所の未だ納めざる正税の稲は、免じ給へ。其の代に、国別に在る我が租穀、並に地子等の稲一十六万余束は、大宰府填ち納め給へと申し給へ」。</p> <p>一。「神吾が辞を以て、朝廷に申し上げたる事を誤らずして、正しく朝廷に奏せよ。</p>	<p>*319</p> <p>315</p>

			<p>此に依つて暫くの間重罪を被むり、よし吾が大夫日比滅せず、蟻一の命も殺さずして、貴聖の君を命継ぎ奉らんと忍べば、神吾れ朝廷に立ち副へて、汝が身を離れずして、必ず助け護り給ふて、吾が物として、且つは当国の吾が租穀並に地子等の稲一万五千束、又綿一千屯給はられて、平に朝廷に参上して、又諸宰等にも吾が物を班り給へ」。</p> <p>一。「朝廷を護り奉り奉り、国家の災を降さんが為に、汝が国守の侍るに、三寺の衆僧を請じ、最勝王経を読み奉れ。即ち吾が古綿を以て、布施とせよ。又貧窮の人にも賑給へ」。</p> <p>一。「祢宜・宮司等に給ふ所に、人を欲ふ。祢宜に辛嶋与曾売、忌子に大神朝臣少吉備売・大神朝臣女斐売・辛嶋勝阿古女・同豊比売、大宮司に大神朝臣田麻呂、少宮司に宇佐公池守等を給はんと申し給へ」。</p>	<p>*288, *317</p> <p>*266- 7, *288</p> <p>*307</p>	
<p>宝亀4・2 ・25</p>	<p>773</p>	<p>【八幡宮司の牒】 春大祭において祢宜辛嶋勝与曾売に託宣。清麻呂に大刀を下賜。</p>	<p>大神の託宣を上つる事。 ……今月廿五日を以て、国守・史生以上、郡司・軍及び百姓等を率し、春大祭奉仕の時に至り、即ち大神、祢宜正六位下辛嶋与曾売に託けて宣く。「国司遷り替ると云とも、何の国司、誰の時か、是の如く我をいつき祭り、いはひ祭りし。国守和気朝臣が清き意を致して、いつきまつるなり。凡そ神と云ふ物は、いつきのまにまに榮ゆる物ぞ。能く人の神をいはひまつり、いつきまつる状を、汝池守等、見習ひ見学んで、自今以後は永く例として、是の如き状を、国司等に告げ知らして行はしめよ。国司の我をいつき榮えしむる報には、神吾も彼の身を離れずして、護助すと申せ。但し、前にも神吾が事を誤らず、朝廷に申して、今も我を榮えしめ、いつき祭る報には、神吾が封物をも、中より分けて、吾が使を差して、上げ奉らんと申すを、且く吾がみはかしを身の守として坐す」と託宣有りてへ(り)。</p> <p>一に云く。……託宣したまはく。「神と云ふ物は、人のいつきいはひ祭るに、神徳は増す物ぞ。世は替るとも、神は替らじ。これに因つて、神道に跡を垂れ給ふて、朝廷を守り奉る」てへり。</p>	<p>316</p> <p>*319</p> <p>*317</p> <p>*318- 9</p> <p>317 *257, *411</p>	<p>「一云」</p>
<p>宝亀4・2 ・29</p>	<p>773</p>	<p>朝、比咩大神及び八幡大神による詠歌。</p>	<p>一。比咩大神の御和謠。「ありきつつ きつつみれども いさきよき 君が心を わ</p>		

		◎此の御歌は、大神田麻呂に向つて宣はれて云ふ。御使は宇佐公池守なり。	れわすれめや」 一。八幡大神の御詞。「いさきよき おお木のみよの さかきばに 一さが我（利カ）なり ささげてまつる」		
宝亀4	773	綿三千屯、稻一万五千束を下賜。	一品広幡八幡神の給へる綿三千屯、稻一万五千束なり。唯、綿は国司の破壊の寺多し。修理の分の施有り。……又稲は国内の今間の百姓飢ゑたり。此に依つて皆賑ひ給ひ已に畢ぬ。	*288, *315	
宝亀4・2 ・25	773	●清麻呂、大神朝臣田麻呂・宇佐公池守を遣わし辞退。	又二月廿五日を以て、大神託宣したまはく。「大神吾が封を、中分けて給らん」てへり。	*316	
宝亀4・3 ・6	773	清麻呂、八幡神の下賜した大刀を返上。	一品広幡八幡神、宝亀四年二月廿五日を以て、春大祭に身を護らんと給ふ所の状に、右、清麻呂、愚頑にして神道に合ひ難し。是を以て、件の御大刀は私に穢はしき所に、久く安置し難し。仍て国使史生子部宿祢乙安・左舍人石生別公岡田等の二人に付けて、返し上ること件の如し。	318 *316	
宝亀4・3 ・7	773	【八幡大神宮司の解】	大神託宣を申す事。 ……大神祢宜辛嶋勝与曾売に託宣したまふ。「神と云ふ物は、念には意はかへさぬ物ぞとし、此のみはかしは、浄き吾が忌殿に治め置きて、御使を待つと申せ。又吾が前の事も、我はかへさじ。神吾が意は知らず。我漸々に参上坐すと申せ。然れども御船に乗り坐さむ吉日とて申せ。又国守に申さん事は、神我は必ず御使を待つと申せ」。	*316 *319	
宝亀4・3 ・13	773	【八幡大宮司の解】	大神託宣を申す事。 今月十三日を以て、大神、祢宜辛嶋勝与曾売に託宣したまふ。「国守清麻呂の議、照る鏡の浄きが如く、神吾も俱に念ひたる御意は、我も知りたり。よし守大夫、朝廷に参上し坐して、聖朝を守り奉り、及び国家の守と為て、救ひ助け坐さん者ぞ。去し十二月中旬を以て、十ヶ日の間、百五十余僧を請じ奉り、仁王般若経を講じ奉る状を申せば、神我が如くは、朝廷に立て副ひて守り助けて、官位もいや高に、いや広に守り上る物ぞと申せ。但し、朝廷の返事の官符を、速に給はり下せ。此の官符は、専ら大夫参上して、子細の状を申し給ふて給はり下せ。但し春の大祭の日に、神吾がいひ出	319 *314 *316	

宝亀4・3 ・14	773	<p>【八幡大神宮司の解】 託宣により、大少宮司に任じられるべき氏を定む。</p>	<p>てし事は、我は返さず、我は必ず果さん物ぞと申せ。但し今の人、口を間へ、穢しき人、言を繁き忍んであらくのみ。我は大夫の淨き恩をば忘れず状はす。池守を我として、少少の御身を、及び春の大祭のニ（米偏十斤：りょう）の吾が神酒を、齎しめ奉り坐す。吾が大夫、平に聞食せ。但し、吾が奉御身に、守の物は、身を放たずして、守り坐す。但し神吾は、吾が宮に治め置いて、吾がみはかしを取り奉るに来ん使を待ちて、吾が念ふ事は、申し上げと申せ。吾が神酒は、海路の間、江の盛に用ひ給へ。神吾は大虚より守つて往くと申せ」。</p>	*318	
宝亀8・7 ・29	777	<p>【符】 上記託宣に従い、以後大神朝臣を大宮司、宇佐公を少宮司の門地とすべく定む。</p>	<p>大神の託宣を申す事。 「右、我が社の始の祝大神朝臣比岐、次には宇佐公池守、辛嶋勝三氏各らうがはしく、吾も我もと思ひて、宮司に競望を成す事有り。仍ていさぎよく坐す守清麻呂宿祢・介紀朝臣馬養・掾山田連韓国・目河原連渡津等が、義とする所を承るに、吾が社の氏人、末代に及ぶまでに、乱有らしめず、大神朝臣比岐の子孫を以て、永く大宮司の門と定めよ。宇佐公池守の氏を以て、少宮司の副門と為すなり。辛嶋乙目の氏を以て、祢宜・祝の門と為せ。但し、池守は当時宮司に有り。然りと雖も、任畢りての後は、永く指し競ふこと勿れ。守和氣宿祢は任を去るの後、入京の日、天庁に就いて、事を奏し知らしめよ。次々に上達部に申して、世々を経と雖も、上下の乱なく、任ぜしめ奉れ。若し吾が社の氏人・宮司等、歎愁有らば、自然に国土に、種々の災禍起る物ぞ。吾は又社を去つて、虚空に住なんが故に、災を發すべきなり。凡そ同じ姓と雖も、更に任を交へしむること勿れ。いはゆる同じ口に入る物も、かむかた、のむかた有り。胡籙の矢も、白羽・黒羽有る物なり」てへり。</p>	320	〈大少宮司門地の決定〉
寛平7	895	<p>【宣】 宝亀4（773）年託宣及び同（777）年符に従い、大神・宇佐二氏正胤の大少宮司任命を</p>		*323	
				321	

		定例とすべく命ず。			
宝亀8・5 ・18	777		託宣したまはく。「明日辰時を以て、沙門と成つて、三帰五戒を受くべし。自今以後は、殺生を禁断して、生を放つべし。但し国家の為に、巨害有るの徒出で来らん時は、此の限りに有るべからず。疑念無かるべし」。	322 *400, *459	〈八幡出家〉
年号なし			一に云く。「新羅の賊徒数万を殺し給ふに、本朝を能く捍いで、隼人等の賊を殺害し給ひしは、凡そ朝廷の為めなり。凶悪の徒を神罰し給ふて、朝廷を扶け守り奉り給ふ事、皆誓願に依る。種々の誓言更に疑念無し。時尅を廻らさず、消除せしめ奉り給ふ。若し世の末に及んで、公私の人、神慮に叶はずとも、彼の社売等がしわざ不信の時は、大虚に雲隠るべかりしかども、逆人仲麻呂の霊の天朝の御寿を奪はんとせし時に、誓願に依り、還り望んで、彼の難も、掃き退け給へり。自今以後も、此の如き御惱、在らしめ奉らずして、玉躰動くこと無く、守護し奉り給ふと申し給はく」と申す。	*459- 60	「一云」
宝亀8	777		一に云く。「本誓に任せて、帝皇を守護し奉る。国土平安に持ち給へ」てへり。		「一云」
			今（法蓮和尚を）請じ奉り、師と為し、御出家受戒し、等正覚を成ず。御出家峯有り、 靈鬘・玉冠・御髮剃り筥等は、面々に石と成り、一々尚新なり。 此の峯よりは坤の方十四五町の下に、山中に正覚の座有り。同く石と成つて在るなり。	*400, *460	
延喜19	919	御許山に伽藍建立（のちの正覚寺）。	行秀聖人、神慮に依つて奏聞を経る時、豊前国司惟房、勅使と為り、伽藍を建立せらる。今の正覚寺是れなり。彼の聖人は、直人に非ざるなり。 加賀国白山権現の御霊神、天童 と示れ、御許山に飛び来る時、此の聖人眼前に其の影像を写し留め奉り畢ぬ。	*402	〈正覚寺開創〉
宝亀9	778		託宣したまはく。「我、多く隼人を殺しつ。罪障山岳の如し。露霜に打たれき。今出家受戒せしめて、衆罪霜露の如し。又等正覚を成じ、覚岸に致らしめん」てへり。	*402, *460 324	〈隼人救済〉
宝亀10	779	【大宰府の解】 託宣により、菱形宮への遷座を命ず。 ●太政官符発令、大宰府に旧宮改修を命ず。	大御神、祢宜与曾売に託けて宣く。「吾前に坐する此の菱形宮にしては、神の名始て頭れ、位封転高きなり。是を以て、願はくば此の旧き宮に住みましまして、身に冑鎧		〈菱形宮遷座〉

延暦1	782	翌年～天応1(781)年 菱形宮改修。 菱形宮に神体遷座。	を着て、朝廷及び国家を守護し奉らん」てへり。 一に云く。祢宜与曾売に託宣したまはく。 「旧き菱形宮に住み、朝を守る」てへり。		「一云」
-----	-----	---	--	--	------

大 卷十一 又小椋山社の部 上 (pp. 340~351)

和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
宝亀10 ～天応1 延暦1	779～ 781 782	託宣・官符により小椋山旧宮(菱形宮)改造。 大尾社より神体遷座。	託宣	340	〈小椋山旧宮改造・遷座〉
延暦2・5 ・4	783		託宣したまはく。「神吾は無量劫の中、三界に化生し、修善方便し衆生を導き済ふ。吾が名は是れ大自在王菩薩なり。宜く今号を加へて、護国靈驗威力神通大自在王菩薩と曰ふべし。古仏の垂跡なり。大悲の菩薩の御身なり。仏位にして説くをば、経教と仰ぎ奉り、神道にして宣ふをば、託宣と称す。真実なるものなり。虚妄ならざるものなり。誑語ならざるものなり。誓願に任せて神道を示して、朝家を守り奉る」てへり。 「吾は慈悲を以て、本誓と為す。寺務・社務の司に、非法の有る時は、寂光土に帰るべし。吾が躰は、有もまた空もまた、只正道を以て躰と為す」てへり。	*164 *323 *412	〈護国靈驗威力神通大自在王菩薩と号す〉
延暦6	787		「鐘を槌(撞)きて諸僧入堂の時は、堂の後門に地に跪き候し、入堂の後は、仏前の露地に座具を敷て、三箇夜の間は、天帝を祈り護り奉らん」てへり。 私に云く。尊神は十二月晦の夜を以て、御寺に移し、修正の間は、天朝の嘉運を祈り奉るの旨、天平勝宝の靈託に仰せしむる処、今度鐘を槌(撞)くべきの由、事相を示し給ふ間、諸官御共に、毎夜神輿を催し、衆僧修正し、暁天に還御有り。	341 *208	〈修正会の入堂〉 「私云」
延暦12	793	●天平9(737)年の神託により、一夏九旬の毎夜丑時入堂の儀式、申時還御の儀式を執行。	「神吾、一夏九旬の間、毎日弥勒寺に入堂す。御尻懸石有り。人登ること勿れ」てへり。	342	〈夏安居の入堂、弥勒寺尻懸石〉 「古老伝」

延暦14	795		託宣したまはく。「我が身は悩むと雖も、我が寺を悩ますこと勿れ」てへり。		云」あり。
延暦23	804	<p>【香春社流記】</p> <p>○最澄、宇佐宮にて入唐祈願。</p> <p>●最澄、香春社参詣。</p>	示現して言く。「此より乾方に、香春と云ふ所に、靈験の神坐まさしむ。新羅国の神なり。吾が国に来住す。新羅・大唐・百済の事を、能く鑒知せらる。其の教を信ずべし」てへり。		〈最澄入唐と八幡・香春神の関与〉
延暦23	804	○最澄、香春社社壇で一僧に値い八幡示現を語る。	僧（香春大明神）の云く。「我即ち此の神なり」。		
延暦23	804	○最澄、香春大明神に祈願。	爰に神（香春大明神）現れしめ給ふ。其の片は磐石にして、片は僧形なり。星光の時、近くして物を見るが如く、明月の夜、遠くして色を伺ふが如し。……しかるに神語つて云く。「八幡大菩薩あとらへあり。又法楽忘れ難きなり。和上渡海して唐に在らば、守護すべきなり」てへり。	343	
年号なし		○最澄、帰朝の際風波の難に遭い祈念。	……大菩薩天童と現じて虚空に在り。……香春大明神は碇石と成りて纜を結び、竈門大菩薩は大竜と成りて船を負ひ、平安にして岸に着く。		
年号なし		<p>○最澄、報賽のため法華積六十巻書写、『法華経』二部を香春宮に奉納し「何事を神道と為し奉り、又忠勤を致すべしや」と問う。</p> <p>●最澄、香春宮で『法華経』葉草喩品を講読する時、忽然として山に草木生長す。</p>	（香春大明神）示現して云く。「我が在る所の山に、更に草木無し。法力を以て、若し生長せしめば、神の悦ぶ所なり」と。		
承和4・12	837	<p>【続日本後紀】</p> <p>最澄、香春峯の山下で神のために造寺・読経する時、石山に草木繁茂す。</p>	香春峯の神、辛国息長大姫大目命・忍骨命・豊比咩命、総て是の三社は、元来是れ石山にして、上に木総て生ふること無し。……爾来草木蓊鬱として、神験在すが如し。水旱・疾疫の災有る毎に、郡司・百姓これに就て祈禱すれば、必ず感應を蒙る。	344	
年号なし		<p>【豊前国風土記】</p> <p>○田河郡鹿春郷に瀬の清浄なる河あり。</p>	昔者、新羅の国の神、自ら度り到来て、此の河原に住む。便即ち、名づけて鹿春の神		

年号なし		<p>【彦縁起】</p> <p>○彦山権現、香春大菩薩に宿を請い拒まれる。</p>	と日ふ。		
大同3	808	<p>○新羅の一太子、出家・修行し「心に垢無く、身に証有る」聖人となり、博多津来航。父王の命に従い、日本の諸神を水瓶に駈り籠め、新羅の群兵を海畔に招集。</p> <p>●国王・諸卿、諸神の方便力を憑む。</p> <p>●指示通り勤行して三度目に水瓶破損し諸神解放さる。新羅の聖人失踪し、同国群兵、渡日ならず。</p> <p>【匡房卿記】</p> <p>○神呪を持する僧、諸々の神霊を呪縛し瓶中に収む。熱田明神、劍となり逃れんとす。僧、劍に袈裟を被せてこれを収め、宇佐宮に収めんとす。</p> <p>●諸神霊解放さる。</p>	<p>爰に権現（彦山権現）、一万十万の金剛童子に勅して、彼の香春嶽の樹木を曳き取らしむ。これに依つて枝条景を蔽ひ、磐石形を露すと云々。</p> <p>七歳の童子、七尺空に登つて託宣したまはく。「我は日本の鎮守八幡大菩薩なり。百王守護の誓願有れども、有験の聖人新羅より来りて、三界摂領の大聖明王を以て、諸神を摂領して、水瓶にかりこむ。既に新羅国の王船粧ひして、出で立つ。我が身も只今かりこめられなんとす。何せんとする」てへり。</p> <p>神告げて言く。「今明日の内に、一万人の僧を請け取りて、法衣を著せて、南畔の海辺に行きて、西方に向つて常在靈鷲山釈迦大師と祈念し、南無仁王護国般若波羅密経と唱ふべし。此の法力に乗じて、我水瓶を破り、諸神を出し、此の難を防せがん」てへり。</p> <p>一に云く。「猿沢池の辺に於て、七歳の童子地を去ること七尺にして、此の託宣有り」と云々。</p> <p>神、宮殿を去りて、虚空に登り坐す。僧飛び上る処に、半天より蹴落され畢ぬ。</p> <p>しかるに（宇佐宮）炳然として天に昇る。（僧）呪力及ばず。僧山陽道に至り、備後国に於て、宇佐宮の為に蹴られて死す。</p>	<p>345 *236, *461</p> <p>*461- 2 346</p> <p>*236</p>	<p>〈新羅王による侵犯〉</p> <p>「一云」</p>
大同4・7	809		<p>「此の峯に三世住み、諸の衆生を利益し、現世に悉地を成じ、後生に菩提を成ぜん」。</p> <p>一に云く。「馬城峯御許山に権現託宣したまはく」と云々。</p>	<p>347 *402</p>	<p>「一云」</p>
弘仁5	814	○最澄、入唐祈願のため筑紫国にて千手観	開講竟つて、大菩薩の宣はく。「我、法音を聞ずして、久しく歳年を歴たり。幸に和		<p>〈八幡、最澄に紫</p>

弘仁5	814	<p>世音菩薩像造頭、『大般若經』『法華經』読誦。八幡のため神宮寺で『法華經』講経。</p> <p>●八幡下賜の法衣は山前の唐院に収蔵。</p> <p>●八幡の偈は比叡山根本中堂の筥に秘蔵。</p>	<p>上（最澄）に値遇して、聖教を聞くことを得たり。兼て亦、我が為に種々の功德を修す。誠至つて随喜す。何ぞ徳を謝するに足らんや。苟も我が所持の法衣有り」てへり。</p> <p>即ち託宣して、主自ら齋殿を開き、紫綾七条の袈裟一帖・紫衿の衣一領を捧げ、和上に奉上る。</p> <p>一に云く。……伝教大師参宮の時、宣く。「浄満の月、浄妙瑠璃光に帰命し、人天を救ふ因中の十二願を法楽す」。</p>	348	<p>衣等布施） 「一云」あり。</p> <p>「一云」 「私云」あり。</p>
斉衡2・2・15	855	<p>○能行聖人、俗姓宇佐氏、天長2（825）年より31年間豊後国六郷山にて苦行。人聞菩薩を拝し巡礼路を知らんと欲し、津波戸の石室にて祈念。</p>	<p>晴天の下、石屋の上に、相好端嚴の粧を顕はし、耆老碩徳の僧と現れて、告げて言く。「我は是れ、昔此の山に行ぜし行者なり。汝罪障已に滅し、機感時至るが故に、吾来り告ぐる所なり。此の山に修行するに、二つの路有り。後の山の石屋より始めて、横の城に至るべし。又海路辺地を経巡るべきなり。我昔の修行此の如し。但し東三郷・西三郷は、此山の敷地なり。生を此の地に受けむ群類は、皆是れ昔の同行の知識なり。結縁既に深し。得脱近きに在り。勸進の人たり。敷地四至の内に、殺生を諫止せしむべきなり。又法音を断たずして、後仏の出世を待つべし。跡を留めむ僧侶は、各此の峯を護持して、聖跡を巡行すべきなり。吾は是れ、昔の人聞菩薩・弥陀如来なり」てへり。</p>	349	<p>〈能行、人聞菩薩の六郷山修行次第について託宣を受く〉</p>
天安3・2・3	859		<p>託宣したまはく。「大菩薩は、是の宮には坐さず。掛まくも畏き我が今帝の御身を、守護し奉らんとして、京都に坐して、御殿の上を避けずして、朝廷を守護し奉る。但し節々会に祭の時は、大虚より翔り幸す。此の宮には、比咩大神並に大帯姫のみぞ坐す。一切の神は、天皇の御命に違する神は、全く在らずぞ」てへり。</p> <p>「神吾が社の氏人等、末代に及んで、人心不信にて、仏神を信ぜざらん時は、必ず吾が教言を以て、世に披露して、教信せしむべし。諸法は皆乍ら旧言に依らざること無し。玉瑩かずば光無し。語言に云はざれば、人識らず。神は自ら言はず。人代つてこれを謂ふ。蒼天も又口談無くして、草木を出して、験気を顕す」てへり。</p>	350	<p>〈男山移座〉</p>
貞観1・4	859		<p>私に云く。大安寺の住僧行教大法師、参宮すること一夏九旬の間にして、法楽を増し</p>		<p>男山和光の由の事</p>

			奉る。神語有りとは称して、これを奏聞す。神道を男山に崇祝し奉らんと。……大法師独りこれを承る条、頗る疑有るものか。		「私云」
元慶3	879	●元慶4(880)年12月25日官符に宇佐宮社殿を33年毎に造営すべく命ず。	託宣したまはく。「吾が社の旧き材木を以て、慈尊の道場を修理せしめんが為に、三十三年に改め造るべきなり」てへり。 「又留棟には、芝を用ふべし。若し後代に慈尊の伽藍の瓦を取つて、吾が社を葺かしめん事有らんか」てへり。 「我朝は神国なり。末代の衆生、神を信ずと雖も、仏を信ぜずして、造宮の時、我が寺の瓦を取り用ふるか。仍ち永く其の事を絶んが為に、此の如く定め置かしむるなり」てへり。	351	〈宇佐宮式年造営の由来〉

自 卷十二 又小椋山社の部 下 (pp. 361~368)

和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
延喜2・4・2	902		二歳許りの少児に託宣して宣く。「我、無量劫より以来、度し難き衆生を教化しき。未だ度せざる衆生は、末法中に在りて、教化をなすこと是の如し。衆生に 大菩薩 と示現す。我は是れ 大自在王菩薩 なり。大明神に非ず」てへり。「我は 釈迦の化 なり」てへり。	361 *401	〈末法衆生教化の願〉 「私云」あり。
延喜5	905	○河により弥勒寺乾の角破損。	(弥勒寺)造営の時、「宮の石礎の石、石畳の石を運び度して、件の川を築くべし」てへり。		
天慶1	938	○承平7(937)年、平将門の乱に対し、官符に八幡・毘沙門への祈請を命ず。天台座主尊意、勅を奉じて祈念。 ●八幡の射た矢は公家累代の宝物として内蔵寮御庫に収蔵、のち菅原道真廟に収蔵。	爰に 毘沙門 、将門が髻を切り取つて、修法の爐に投げ入るる由見えたり。又 八幡大菩薩 は 七十許の老翁 と現じ、白髪の躰と為り、白木の弓を持ち、藤卷狩俣の矢を以て、岡の上に立ち、これを放たしめ給ふ時言く。「直るものは誰が射るぞ。我計りこそ」てへり。此の如く言ひ給ひ射坐す時、将門の頸の骨に中つて、伐られ畢ぬ。	362	〈平将門の乱平定〉
延暦23	804	○空海、高雄神護寺にて入唐祈願。 ●空海、八幡の言に従い画賛を記す。空海画像は神護寺納涼房に収蔵、八幡画像は空海	大菩薩 、彼(空海)の心を納受し、其の前に示現す。御居丈三尺三寸なり。爾の時の奇異を以て、末代の効験と為し、互に利生の御手を延べ、護国の御形を写さる。 (画賛の一部)勝尾寺縁起に、 大菩薩 自ら	363 *366 *269	〈空海に示現、相互に形像を図写〉

		入唐の際守持。「真言密蔵の流布、五畿七道の安全は、大菩薩神變御影像の神力なり」。	頌して云く。「道を得来つて、法性動ぜず。八正道より、権迹を垂る。皆解脱を得て、衆生を救ふ。故に八幡大菩薩と号く」。	*148	
大同2・9	807	○空海帰朝。 ●空海、報賽のため参宮。八幡、受法。	大師（空海）入洛の日、天帝（平城天皇）御拝の時、（八幡画像が）光明を放ち、玉躰を照す。		
年号なし		鳥羽院灌頂後、八幡画像を宇治の宝蔵に収蔵、一本を写し仏寺に伝承。		364	大菩薩の御影像の事 （八幡画像の展転相承）
建保4・8・10	1216	孝賢法師、八幡画像の面のみ写し、躰・衣等について詳記す。	記文に云く。「御色は白肉色なり。御頂ははげて又白肉色なり。御座は蓮花座にして赤色なり。御衣は香染にして、御袖の裏は黄土の色なり。御袈裟は納衣なり。……左の御手には、皆水精の御球数を持ち給ふ。……右の御手には、錫杖を取り給ふ。……御頭光半ば懸れり。……」。		
文永4・8・27	1267	宇佐宮寺僧神行法眼、八幡画像を写す。		365	
弘安3・2・26	1280	宇佐宮寺僧神吽僧都、八幡画像を写し、のち供養・奉納。			
		【按察大納言（藤原宗頼）記】			
建久8・8・17	1197	○東大寺炎上後の鎮守社（手向山八幡宮）再建時、勝光明院宝蔵収蔵、空海筆の八幡画像*を神体として賜りたき旨、寺僧ら奏請。朝議一致せず、最終的に神護寺に勅許。	或る寺僧の夢に云く。赤衣を着る人、南大門の辺に立ち給ひ、云く。「我が居所に汚穢の疑有り。仍て其の所に住せず」と云々。是れ已に鎮守（手向山八幡宮）、示現せしめ給ふなり。	366 *509	
天禄1	970	●一夏毎夜、丑時、第一御殿の外殿西の間、方壇四方を荘厳し、坐具を設え、八幡西面のえを作る。	靈託したまはく。「真言を以て、道場を浄めん。爰を以て、和光（垂迹神）の棲と為さん」てへり。	367	「一云」あり。
天禄3	972		託宣したまはく。「我が影は、真言加持の闕伽の水に写すべし」てへり。		
承保2	1075		夏中御前檢校神日、後夜に振鈴の音を聞き奉ると云々。		

長保1・ 10・18	999	○藤原有国、大宰大貳に着任・下向時、八幡を念じ風の難を逃る。報賽に宇佐宮参詣。	御簾の内より書紙を吹き出したまふ状に云く。「わたつみの 海の面も 静かにて 有り国安き 物と知らずや」。		
文永11 ・3・8 ～13	1274	○宇佐宮寺勅願僧神吽法師、俗姓大神氏、道心を祈り、弥勒寺参籠。6日目、神力により眠る。	夢みるに非ず、覚るに非ずして、拝聞し奉る様、正面の大虚より、白雲内陣の仏前に入る。其の雲の広さ一丈余、高さ十丈計りなり。法蓮（弥勒寺初代別当、八幡の授戒師）、仏前に御座す。虚空の間、白雲の中に、相好円満の高僧、金色の光を放つ。…和尚（神吽）に勅して云く。「汝、無上の道心を発すべし。吾も亦発すべきなり。又無上の道心を発さん人をば、守護すべきなり」てへり。	368	〈神吽による三昧発得的体験〉
建治2・ 閏3・17	1276	○神吽法師、神前に止観観道を修し秘密真言を唱う。	第一神殿の高欄の間に、高僧現前せしむ。我（神吽）目を開く時は、見奉らず。目を閉づる時は現れ坐す。宣言く。「境静かなるときは、智も亦静かなり」てへり。		「私云」あり。

在 卷十三 若宮の部 (pp. 376～385)

和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
天長7	830	○天長1(824)年より門主の女、神に就きて祀る。	従八位下大神朝臣真守が家に、門主が女(大神朝臣蘊麻呂の母、酒井勝門主が女)に就きて宣ふ。「吾は菱形宮の西方、荒垣の外に隠居したる神ぞ。若し顕し申さずば、汝が家に神気を入れん物ぞ。其の時、吾諭し為すとは告ぐべし」てへり。	376 *378- 80, *463	〈若宮祭祀の由来〉
年号なし		●陰陽師川辺真苗、ほどなく頓死。	而るを思ひ忘れて年を経る間、神気は真守が家に入る。陰陽師川辺真苗これを録し申す。託宣したまはく。「神に向ひトふ陰陽師、吾其の命を取り死ん物ぞ」てへり。		
年号なし			門主が女、神託に依つて、蘊麻呂・助雄等に告げて云く。「神の託宣を、陰陽師更に用ゐず。但し汝能く彼の神を治め奉るべし。然る間、陰陽師神の教を聞かずして、急に死亡すること、汝見ずや」てへり。		
年号なし		○蘊麻呂等、「何ぞ大神宮の辺に、神に禱り顕し申すべけんや」と問う。	即ち託宣したまはく。「汝(蘊麻呂等)が申す所、頗る道有り。但し大菩薩の宮に大祭の後、午の日の夜の亥時を以て、戸代に容を出し居れ。後の午の日の丑時を以て、吾が靈気を奉りて、他人に告げしむる勿れ。神吾、三年の内に靈気顕れん。状ならずし	377	〈大神蘊麻呂、初めて若宮の神を顕し祀る〉

年号なし		○蘊麻呂等、神の命に従い禱り、「何の因縁を以て、他処多き中に、大菩薩宮辺に顕れ給ふや」と問う。	て、見るべし」てへり。 即ち神宣く。「隼人が兵を打たんが為に、大菩薩行幸し給ひし時、吾御伴に將軍と為つて奉仕し、彼の隼人等を打ち還し坐す時、大菩薩等しく彼の將軍の器仗を給ひ、皆、吾に授け給ひ畢ぬ。茲に因り、彼を戦んが為に、竊に吾身老勞きて外門に侍り、慰安の願を立てんが為に、慕ふ処なり」てへり。	*151, *464	
年号なし		●若宮の老神・宇礼・久礼、隼人を征伐し、頸を切り埋む。	一に云く。薩摩国鹿兒島明神、宇佐宮に申して言く。「他国の神共に、隼人と云ふ神来つて、我が国を打ち取らんと欲ふ」と云々。八幡言く。「誰人か打つべき将となして、向ひ給ふ」てへり。皆、打つに堪へざる由を申す。「早く若宮の老神、宇礼、久礼をして」と云々。	*173, *464	「一云」
仁寿2・11～12	852	○秋祭の後、神の命に従い、戸代に甕二口を置く。造宮政所に人を召す。	門主の女等、門の神木を三日経る間に、忌み慎む間、神託宣したまはく。「覆せる間も、每事実を得たり」てへり。	378	
天長7	830	【大神朝臣蘊麻呂等の解状】（若宮の祝の記文） ○天長1（824）年より門主の女、神に就きて祀る。	従八位下大神朝臣真守の宅に、門主の女（蘊麻呂の母酒井勝門主の女）に就いて託宣したまはく。「吾は、菱形宮の西方の荒垣の外に隠れ居る神ぞ。若し顕し申さずば、汝が家に神の気を入れん物ぞ。其の時に諭し為すとは告くべし」てへり。	*376- 8	〈蘊麻呂、若宮の祝となる〉
年号なし		●陰陽師川辺勝真苗、ほどなく頓死。	而るを思ひ忘れ、年を経て顕さず。而る後に、神の気真守が家に入る。……託宣を神に向ひトふ陰陽師（川辺勝真苗）に為す。「吾其の命を取り死ん物ぞ」てへり。		
年号なし			門主が女、神の託宣に依りて、蘊麻呂・助雄等に告げて云く。「神の託宣を、陰陽師更に用ゐず。但し汝能く彼の神を治め奉るべし。然る間、陰陽師、神の教を聞かずして、急に死亡す。汝見ずや」と。	379	
年号なし		○蘊麻呂等、「何ぞ大神宮の辺に、神を禱つて顕し申すべきや」と問う。	即ち託宣したまはく。「汝が申す所、頗る道有り。但し大菩薩は宮の大祭の後、午の日の夜亥時を以て、容を戸代に出し居る。後の午の日の丑時を以て、吾が靈気を奉つて、他人に告げしむる勿れ。神吾、三年の内に靈気を顕さん。状ならずして、見るべし」てへり。		

年号なし		○蘊麻呂等、神の命に従い禱り、「何の因縁を以て、他処多しと雖も、大菩薩の宮の辺に顕れ給ふ」と問う。	即ち神託きたまはく。「隼人の兵を打たんが為に、大菩薩行幸し給ひし時、吾御伴に將軍と為つて奉仕し、彼の隼人等を打ち還り坐す時、大菩薩の等しく彼の將軍に給ふ器仗を、皆吾に授け給ひ了ぬ。茲に因り、彼を戦んが為に、竊に吾身老い勞きて外門に侍り、慰安の願を立てんが為に、慕ふ処なり」てへり。		
仁寿2・11～12	852	○秋祭の後、神の命に従い、戸代に甕二口を置く。造宮政所に人を召す。 ●社殿造営。貞観5(863)年奉幣。若宮神と名づく。貞観11(869)年2月蘊麻呂祝となる。同17(875)年1月改めて蘊麻呂祝となる。同18(876)年11月解状を記す。	門主の女等、門の神木を三日経る間に、忌み慎む間、神託宣したまはく。「覆せる間も、每事実を得たり」てへり。	380 381	
		若宮四所の本地・垂迹について諸説あり。 【或る記】	若宮四所権現は、 若宮・若姫・宇礼・久礼(垂迹の御名なり) 観音・勢至・文殊・普賢(本地の御躰なり) 又云く。若宮四所権現は、応神天皇の男女の皇子、観音変身の童男・童女なり。若宮は仁徳天皇、今宮は宇治皇子、宇礼・久礼は姉妹なり。 或る記に云く。隼総別皇子・大葉枝皇子・小葉枝皇子・雌鳥皇女、今申す四所権現は、此の四所の御霊か。 一に云く。若宮四所権現は、本地は、多門・持国・増長・広目の四天王なり。	382	〈若宮四所の本迹〉 「又云」 「或講式云」あり。 「一云」
		【阿蘇縁起】 八幡、母大帯姫の竜宮との約束に従い、竜女と婚姻、四子を儲く。	大帯姫、方士(志賀明神)を竜宮に遣して宣く。「我が懐妊の子は、是れ男子なり。竜宮懐妊の子は是れ女子なり。我が太子を聳と為し、君が女子は婦と為さん。乾満の両珠を借し給へ。忽に異国を降伏すべきなり」と。即時にこれを得給ひ、三韓を討ち平げ、早く吾が国に帰り畢ぬ。然る間、八幡宣く。「我が母は、竜宮に約束を成し給ひき。竜女と其の契を果し遂げん」てへり。日向に入り、竜女を娶り給ふ。其の時生む	*86, *438- 9	〈若宮四所の八幡子女説〉

年号なし	【講式】 蘊麻呂、託宣により若宮の形像五体を造顕。 ●元暦1(1184)年7月6日、武士による社殿破却のため形像露顕、文治2(1186)年閏7月21日記録。	所の御子は、若宮二所、若姫二所、合せて四所是れなり。	383 *439	「私云」あり。
		講式に云く。「是の八幡大菩薩の四所の王子、童男・童女の身と現る」と云々。 四所権現は八幡の御子にして、竜女の腹なり。御母方、竜種たる間、御心猛き故に、異国征伐の大將なり。又心穢き輩、神敵の者は、罰せらるる時、大菩薩若宮に仰せ、八目の流鏝を放たるるなりと云々。		
		第一の御正躰 女体なり。…… 第二の御正躰 聖人の御躰なり。…… 第三の御正躰 毘沙門天の如き形像なり。…… 第四の御正躰 女体なり。…… 第五御正躰 童子の御形像なり。…… 若宮の御躰は、大神蘊麻呂、御託宣に依りて、造り顕し奉る所なり。	384	若宮の御形像五躰の御事 「私云」あり。

王 卷十四 馬城の峰 亦御許山と号くの部 (pp. 394~412)

和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
欽明朝	540~ 571	○豊前守毎朝戸外に金色の光を見、諸司をして尋ねしむ。諸司、宇佐池守・大神比義を経て日足浦で大浦波知に会う。	(大神波知) 答へて曰く。「此より南に山有り。名は御許と号く。其の山に昔、八幡と申したてまつる人、往返し給ふ。彼の人、末世を利せんが為に、今神明と顕現し坐すなり。其の瑞光為らんか」と。即使峯に登てこれを見奉る。大石有り。立ちて三本なり。大鷲此の石に在り、毎朝飛び下り、飛び上つて、金色の光を放つなり。……其よりして八幡大菩薩顕れ給ふ。末世の人の思願を満さんが為に、示現したまふ故に、崇め奉る所なり。其の石体の御傍に遠からずして、三の井有り。霊水を湛へ澄めり。	394 395	〈御許山祭祀の由来〉〈宇佐池守、大神比義・波知の関与〉 「大神朝臣波知は、大神比義の分身なり」(p. 397)。
欽明朝	540~ 571	【或る記】 ●長門国司に命じ、勅使について定む。	或る記に云く。……馬城峯より金色の光差し出で、明星の耀けるかと疑ふ。		「私云」 「御巡礼記云」あり。
天平3	731	初めて勅使を宇佐宮に立つ。勅使、馬城峯の霊水を帝に献上。			

年号なし	●勅定によりこの山を御許山と号す。	一に云く。昔、豊前国守、朝々戸を出る時、東方を見るに、 金色の光 有り。現るる所の様、奇異なり。……(大神波知)答て云く。「此より南に山有り。馬城峯と号く。其の山に昔 八幡 と申す人往返す。彼の人、末世を利せんが為に、今神明と現るる間、或は 三柱の石 を発し、或は 八尺の鷲 と現る。毎朝飛び上り、飛び下り、金色の光有り。日足の如くして、此の里を照す。又件の石体の傍に、遠からずして、 三の井の水 有り。……或る時は、光此の水に写り、天を指して耀く。尋ね問はるる瑞は、定めて此等の光か」と。	396	「一云」
年号なし		件の 霊水 には、木の葉入らず、霜雪凍らず。 大菩薩 の御貌、此の水に写し坐す。其の 光電光 の如くして、内裏に耀く。	397	
年号なし		一に云く。 八幡大菩薩 人皇たる昔、 霊瑞 の馬に乗り、此の山に飛び翔る。竜蹄多く石の面に入ること二寸計、以て見在す。……此の馬棲む故に、馬城峯と名く。神明と成る時、 金色の鷲 と化り、当山に影向す。金光、日足の如く、常に 光を放つ 。……又 三柱石 を発して、宝体為り。忽ちに三鉢の水を出す。神慮として、大に雨ふれども増さず、大に酌めども減らず、大に早れども干ず、大に寒けれども凍らず。御貌を此の水に写し坐し、其の光を内裏に耀かす間、占はるる時申して云く。人皇第十六代 誉田天皇の御霊 、神明と成り、豊前国厩峯に顕れ坐す 瑞光 なり」と云々。 鎮護国家、正像末三世の三鉢の霊水 是なり。	398 *123	「一云」
年号なし		【東都記】	*403	
年号なし		東都記に云く。 大菩薩 、 金色の鷲 と変り、 正像末の三鉢の霊水 に写る。彼の 瑞光 、皇居を照す時、ト占れて申す。「昔の帝の 霊 なり」と云々。勅使下向し相問ふ間、神体の 石鉢 と成り給ふを拝すと云々。		
大宝3	703	大菩薩 変つて 仙翁 と現れ、法蓮和尚の手より、如意宝珠を得る後、馬城峯に跡を権現と垂れ、誓て言く。「今より我が山には、修験人は有るべからず。尚我が山には、名聞徳行を求むる者、富貴位官を求むる者、七宝如意を求むる者、又天下・国王・大臣・儲君・百官の事を申さん念をば成就せしめ、盗賊・火難を除き、弁才・高智を得んと祈禱せん時は、我用ひん 三石 を身と成し、木水を意と成さん」てへり。	399	

年号なし		【或る記】	或る記に云く。御許山の峯に、三つの並べる石有り。三所の御躰と号く。此の三石を以て、三所と為し、この鉢の水を以て、三身の御意と為し、国家を守護し、正法・像法・末法を経ると云々。		
欽明朝	540～571	【或る記】	或る記に云く。大菩薩は、金刺宮の御宇、宇佐郡の御許山に、王城を鎮護する三種の石として、丑寅方に向ひ、顕れ坐すと云々。		
天平1	729		内裏に於て、七歳の童子託宣す。「吾は是れ、人皇第十六代誉田天皇の御霊なり。百王を守り奉らんが為に、神明と成れり。又豊前国の厩峯に顕れ坐すなり。三柱の霊石を発生す。三鉢の香水を涌出す。鎮護国家、正像末の霊水なり。石を体と為す。水を意と為す」てへり。		
天平2	730	○石体権現を覆うべく御殿造営を企図。	御託宣したまはく。「我、石体と顕ることは、未来の悪世に至つて、久しからんが為なり。此の風に当り、此の流を呑まん者は、罪障を滅すべきなり。御殿を造り覆ふこと勿れ」てへり。		〈石体顕現の意図〉
天平4	732		神託きたまはく。「吾は是れ、護国靈験威力神通大自在王菩薩なり。吾、社中に住せず。我、四維に風に当り、ふき到らん所の群類、併ら濟度せん。吾、万の方に灌ぐ雨の、流れ到らん処の有情を、悉く利益せん」てへり。	400 *401	
宝亀8・5・18	777		神託きたまはく。「明日の辰時を以て、沙門と成つて、三帰五戒を受くべし。今より以後は、殺生を禁断して、生を放つべし。但し国家の為に、巨害有らん徒出で来らん時は、此の限に有るべからず。疑念無かるべし」てへり。	*322	〈八幡出家〉
宝亀8	777	○授戒師として招請された法蓮、これ以前58年間豊前国高原嶽にて日想観を修す。	馬城峯の御在所よりは、南の方四、五町許り去り、此の峯に於て、御出家す。霊髪・玉冠・御髪剃管等、面々に石と成り、一々尚新なり。これを御出家峯と謂ふ。此の峯よりは坤の方十四五町の下の中、御正覚座の石有り。……御正覚の時代は、未だ神託等を拝せず。	*323, *460	
年号なし			私に云く。釈迦正覚の時は、水を以て石を打つ。……吾が神正覚の時は、石を以て水	401	釈迦如来の正覚金

			を打つ。水即ち易きが故に、神託に云く。 「護国靈驗威力神通大自在王菩薩、国々所々に、跡を神道に垂る」と云々。		剛座の事 「私云」
宝亀9	778		水を以て石を打つ。石亦易きが故に、神託に云く。「無量劫来、化し難きを度し、未だ度せざる衆生を生じ、末法中に在つて、これを教化せしめんが為に、 大菩薩 と現る」と云々。故に水を以て、石を打ち凹めて、 三鉢の靈水 を湛へたまへり。 神 の影を靈水に浮べて、受用の類は、皆悉く菩提の岸に到る。又水を以て、石を打ち凸して、 三柱の靈石 を堆うして、竜水を石体に灑ぐ。流れ到る所に、衆生煩惱の垢を洗ふ。六道輪廻の心より、六道輪廻の体を生ず。大菩薩、衆生利益の水心より、衆生利益の石躰を現す。石を体と為し、水を意と為し、神託、尤も仰ぐべし。	*361	〈末法衆生教化の願〉 〈水・石の意味〉
延喜19	800		託宣したまはく。「我、多く隼人を殺しつ。其の罪障は、山岳の如し。衆罪は霜露の如し。沙門と為り、持戒して、罪障懺悔の為に、露霜に打たるなり」てへり。	402 *323, *399, *460	〈罪障懺悔〉
大同4	809		行秀聖人、神慮を仰ぎ、奏聞を経る時、… …伽藍を建立せらる。今正覚寺と号するは、是れなり。彼の聖人は、直人に非ざるなり。 加賀国の白山権現の御霊神の天童 、馬城峯に飛来する時、此の聖人、眼前に其の影像を写し奉り畢ぬ。	*323, *407	〈正覚寺開創〉
弘仁5	814	○最澄、七日参籠し、満夜ことに祈念。	託宣したまはく。「此の峯に三世に住み、諸の衆生を利益し、現世に悉地を成じ、後生に菩提を成ぜん」。	*347	〈衆生利益の願〉
		【或る記】	或る記に云く。御許の神託に云く。「 三柱の石 は、三尊の御体なり。 九本の粉 は九品の浄土なり。知らずや、我は是れ 弥陀如来の変身 、 山 は又極楽世界なり。一切の衆生を利益せんが為に、護国靈驗の神道とは示現するなり」てへり。		〈本地阿弥陀仏説〉
承平7・12・17	937		大和国平群県飽波郷位田寺にて、 八幡大菩薩 、 高今丸 に託きたまひ、別当法師に仰せて宣く。「我日本に顕れ始めし本縁を談らん。禪師聞いて人に告げ知らしめよ。昔、神亀五(728)年より始めて、筑紫九国を領	403	〈日本顕現の由来〉 「私云」 (阿知根

		<p>せる王有りき。阿知根王と云ひき。時に豊前国宇佐郡河部の端にして、始め大なる鯰と化して、人十人度らば、五人は取る。次に方三石の石に化して取る。次に白犬に化して取る。其の時、酒井常基・同有基・宇佐千基三人同心して、「何と云ふ奴が人をば取るぞ。くやつ射殺さん」と云ふて、射る。其の時に鵬に化して、気比の社と云ふに居りぬ。又其の所に到つて射る。時に又紫の鳥に化して、井原の葛の木に居る。其の所に到つて射る。其の時に又金色の鷹に化して、又鳩に化して飛び居て、「汝等は悪しく成なん」と仰せ給ひて、飛びて大本山に入り給ひて、鹿毛の馬・鶺毛の馬・足斑の馬に化して有り。其の所に、件の奴共追ひ来つて、「我が君と仕へ奉らん」と申す。「更に聞かざりし」と云ふて、其の山に、一丈余り計りの石三つを發し出して、其の中に母堂の君を籠め奉つて、国内より始めて、災を發す。前に正像末の三鉢の靈水有り。時に常基等、心を迷はして、五位千基・三高が所に到つて、此の由を帝に申して、「此の災を留め給へ」と申す。随つて三高朝臣、左大臣に此の由を申すに、大臣朝に申す。時に帝「更に有るまじき事なり」と云うて、信ぜずして、三高朝臣が腰を打つて獄に侍らしむ。三年が其の内に、災弥發る。其の時に、三高朝臣の子等、並に常基等、伴に三高朝臣を編板に入れて、大本山に將つて参り侍りて泣く。此の由を愁ひ申す。時に天より磐石を落して、大地震動するに、三高朝臣、驚いて立ち走つて、本の体に成ぬ。爾より始めて、千の兵神を發して、国主より始めて、左右大臣を皆悉く切り払ひて、九国を打ち取りつ。時に又新羅の軍發る。其の時又我が千の兵神を發して、件の奴等を切り殺しつ。其より始めて、小倉山に宮を造つて、我をば、日本の守とは成したるぞ。かかれば、我一切衆生をば、ともかくもせん、心に任すなり。然れども、我は釈迦の化なり。衆生を度せんと念ふて、神通に現ぜるなり。これに困り、慈悲を成すなり。此れに押して、我を踈じては、悪く成らん。但し、我の未だ二三度託宣を成しつる所は非じ。然れども、思ふ所有るに依つて、度々示す所なり。吉々我が仰せ事を、勤仕せしめよ」と仰せ給ふ。</p>	<p>*398</p> <p>404</p> <p>*119, *142, *164, *361, *465</p>	<p>王を藤原広継とする説)あり。</p> <p>〈本地釈迦伝説〉</p>
		<p>御託宣に云く。「村上天皇十五年、天徳（改元して応和元（961）年なり。）辛酉以前一千</p>	<p>405</p>	

			六百卅二年なり。天皇は五十九皇なり。此より以来、法蓮・華金・人聞菩薩等なり。来(末カ)世の覚者所望の志として、御山口の基(今油取峯是なり。)に在る所の油七石五斗七升を甕頭に入れ、火を身に付け、三年に度り焼き畢ぬ。此より後未来際迄、衆生を利益する間、八幡根本の砌、石体不変の峯に、出家入道の処なり。迹を十方に垂れたまへども、不動の体なり。高山は三世不変の洞にして、各四門有り。一は有門、二は空門、三は非有非空門、四は亦有亦空門なり。この三蔵教は、菩薩は修多羅蔵なり。聖者は毘尼蔵なり。如来は阿毘曇蔵なり。化度利生の為に、四諦を修す。一は苦諦、二は集諦、三は滅諦、四は道諦なり。故に十六諦観は、苦・空・無常・無我等に入るなり」てへり。	*126	〈焼身峯の由来〉 「私云」あり。
		【懐中曆】 ○武内宿祢、景行以下六代の天皇に奉仕(応神第五)、380余歳のとき美濃国不破山に入り、死所を知らしめず。竹葉に札を残す。	其(札)の銘に云く。「法蔵比丘は豈に異人ならんや。弥陀如来は即ち我が身(武内宿祢)是れなり」と已上。	406	武内霊神の事 「石清水社記云」あり。
養老年間	717~724	○泰澄和尚神融、越前・加賀の境、白山の宝池で祈り「定て仏神の居たるか。色身の体を拝したてまつらん」と願う。 ●延喜1(901)年行秀聖人、馬城峯に天童として現れた白山権現を拝見す。	爰に洪波の心より、大地の身を現す。和尚(泰澄)云く。「此は是れ垂迹か。仰で願はくは、本地を現すべし」と。其の時に阿弥陀如来の色相、波の上に耀く。次に十一面観世音菩薩の光明、水底に徹る。然して言く。「我、昔日本国を利せんが為に、天神第七代の伊弉諾・伊弉册尊と現れ、今此の峯に住み、一切の衆生を利せんと欲ふ」と……弥陀は陽神の本地なり。観音は陰神の本地なり。今の白山妙理権現是れなり。……此の尊神は、応神天皇廿一代の大祖なり。大神の化道を助け奉らんが為に、早く天童の妙体を示さる。	407 *402	白山権現の事
年号なし			御許山これに依つて、日本の鎮守にて御座すなり。借りに宿りて八幡三所と号くと雖も、各往古の仏なり。……代々世々、国王・大臣の為に、託宣したまひ、来世に至つて、結縁し畢ぬ。	408	
年号なし		◎寝仏より坤方に二窟あり、人聞菩薩作の両界諸尊を安置。	一に云く。御許山の石体御在所の拝石より去ること七町許り、巽方に当り、路の中に臥したる石の仏体有り。寝仏と号く。又寝弥勒と称す。参詣人の袖裾に触れて、結縁と成り、慈氏の下生に出生せしめんが為な	409	〈寝仏・寝弥勒〉

年号なし 1・13			りと云々。 法蓮・人間・華金・大能・覚満七十余年なり。後又七十余年にして、正月十三日庚午、御許山西方の靈山に移りたまひ、来（末カ）世の覚者たり。	*411 410	
承久3・12	1221	【八幡御許山の牒】 八幡御許山、宇佐宮に牒す。	当山石体大菩薩を尊崇せられ、去る十月二日、御正体の阿弥陀三尊、顕現せしめたまふ奇異不可思議の子細の事。		〈御正体 顕現〉
承久2	1220 ・2・2		夜、老僧行源、夢想の趣を示す。世上我を敬へば、威光を増す由なり。		
承久3	1221 ・10 ・2	◎大隅宮の石裂けて、八幡の文字顕現。	風枝を鳴さず、雨壤を破らず、静なるに、頽山の響有り。駭き巡つて見る間、御在所の北、一町余りの行程を隔てて降る、二丈計りの大石有り。此の石、自ら半ば破れて彼の御鏡顕現す。	411	
年号なし			大菩薩昔、人間菩薩と示れて、四人の同行に与して、俱に七十余年、仏法修行の後、又七十余年にして、正月十三日庚午、当山に移り坐し、靈山寺と号け、行法勤修の道場なり。	*409	靈山寺の事
年号なし			私に云く。大菩薩、御発心し、御修行し、御出家し、御正覚をえたる靈山寺は、釈迦如来出世一代の儀式を表すと雖も、未だ入涅槃の色有らず。		「私云」 〈三世常住〉
宝亀2	771		神託に云く。「世は替ると雖も、神は替らず」と云々。	*257	
年号なし			又神託に云く。「寺務社務の司に、非法有らん時には、寂光土に帰るべし」と云々。	412 *340	

菩 卷十五 異国降伏の事 上 (pp. 426~440)

和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
年号なし		◎神功皇后、応神天皇が崩御後に靈行して吾が国を守っている時、凶賊が襲い来るので、異国を討つ為に祈誓の時	天降りたまふて言く。「我は是れ鵜 = (茲十鳥：う) 草葺不合尊なり。我が先祖より以来、此の如き異国の夷類来ること、已に度々なり。我が親父強石將軍、高磯城にして、水火の十目矢の流鏑を以て、異国の者を征伐せし時、五百八十年の間、此の国の人民を助けんが為に、塚穴を築く。我は是れ高貴徳王菩薩の变化なり。神と顕れて三	427	靈行部 「私云」 あり。

仲哀8・9 ?		<p>【日本紀】</p> <p>◎神宮皇后に託く。</p>	<p>千二百歳なり。三千歳の間、夷類と合戦すること七度、皆是れ仙翁の形なり。我跡を垂れてより以来、一十九万三十四年の年、釈尊世に出でて、衆生を済度し給ひしなり」てへり。</p> <p>神皇后に託きて、誨訓へて曰く。「財宝金銀の類色有り、多く其の国に在り。是を新羅と謂ふ。若し能く登らば、曾て刃に血ぬらずして、其の国必らず自ら降帰せん」と。</p>	429 *56	
年号なし		<p>【日本紀】</p> <p>○神功皇后、仲哀天皇に崇りをもたらした神の名を問う。</p> <p>●神功皇后、神の教えに従い、西征する。</p>	<p>答託したまふ。「伊勢国鈴辛宮に居る所の神なり」と。</p>	430 *57	

薩 卷十六 異国降伏の事 下 (pp. 453~467)

和暦	西暦	状況	託宣・示現	頁 *相互 参照	備考
年号なし		<p>【日本紀（扶桑略記を付す）】</p> <p>●これに因つて大神比義、穀を絶ち三年籠居して、即ち幣を捧げて祈つて言く。「若、汝神ならば、我が前に顕るべし」と。</p> <p>◎即ち三歳の少児と現れ、竹の葉に立ち、</p>	<p>豊前国宇佐郡厩峯菱形池の間に、鍛冶の翁有り。首甚だ奇異なり。</p> <p>即ち三歳の少児と現れ、竹の葉に立ち、託宣したまはく。「我は是れ日本人皇第十六代菅田天皇広幡八幡麻呂なり。我名は護国靈験威力神通大自在王菩薩と曰ふ。国々所々に、跡を神明に垂れて、初めて顕るのみ」。</p>	453 *164 *165	御垂迹後部 「私云」あり。
養老4	720	○宇佐宮に祈り、大隅・日向両国の隼人征伐の際、五城を制圧、残り二城の凶徒忽に殺し難き間	託宣したまふ。「須らく三年を限つて、衆の賊を守り殺すべき由、謀り給へ。神我此の間に相助けて、荒振奴等を伐り殺さしめん」てへり。	454 *172- 3	〈隼人征伐と放生会起源〉
神亀1	724	<p>【扶桑略記・第二】</p>	<p>託宣したまはく。「吾此の隼人等を多く殺却する報には、年別に二度放生会を奉仕せん」てへり。</p> <p>「一万度放生の事畢ぬ。眷属を引率して淨刹に送らん」てへり。</p>	455 *174	

養老4・9	720	○大隅・日向を神軍によって平定 ●諸国の放生会開始	大御神 託宣したまはく。「合戦の間、多く殺生を致す。宜く放生を修すべし」てへり。	*177	
養老4	720	【政事要略・第廿三】 ○大隅・日向を神軍によって平定 ●諸国の放生会開始	大神 託宣したまはく。「吾此の隼人を多く殺しつる報に、毎年放生会を仕へ奉るべし。」	*177	
天平1・8・14	729		神 託きたまはく。「毎月十五日は、是れ吾が日なり。これを知る人猶少し。就中、八月十四、十五日を点領して、放生会を勤行して、殺生を引導し、罪障を懺悔して、共に覚岸に登り、天朝を守護し奉らん」てへり。	456 *194	
天平20・9・1	748	●天平勝法1の官符の後、毎年一人の度者を得度させ弥勒寺に入れる。	託宣したまはく。「古吾は 震旦国の靈神 、今は 日域鎮守の大神 なり。吾は昔は第十六代の帝王、今は 百王守護の誓神 なり。先には独り数万の軍兵を率し、償んで隼人を殺害して、大隅・薩摩を平げり。後には此等の生類を救はんが為に、三帰五戒を持んと思ふ。仍て毎年一人の度者を儲て年分と号けて、吾が（大神の神字なり。或る人云く。応神の字と云々。）神の名を授けて、社に祇候せしめて、氏人等に法華・最勝を習し、三帰五戒を持せて、毎月六齋日の辰時に、三帰五戒を伝へ受けん。三宝に帰依し、持戒の力に依つて、復像末の邪神を滅亡して、天帝の御命を守護し奉らんものぞ」てへり。	*90, *201	
天平勝宝7	755		託宣したまはく。「人の国よりは我が国、人の人よりは吾が人」てへり。略抄す。	457 *226	
天平神護1・11	765		託宣したまはく。「高麗国の徒等、嶋を海中に造つて、日本に渡らしめんと擬する間、我西北の風を發して、彼の嶋を吹き損じ、件の敵を討たしめ給ひ畢ぬ」てへり。		
天平神護2・1・22	766		託宣したまはく。「新羅国の訴に依つて、大唐国一千艘の船に軍兵等に乗せて、日本国に遣す。責め罰すべき由、宣旨あり。仍て神吾、大唐に渡つて、八箇年の間、病氣を發す。然れども宣旨を下してより以後、件の疫氣留る。明年件の軍来着すべき日、西北の風を吹かしめて、我が城に狩り入れて来り、以て滅亡せしめんものぞ。即ち一日夜に城の嶋を建立する間、多く生類を滅亡せり。これに因り、毎年放生会を勤行して、彼の含靈を覚岸に至らしめん」てへり。	*235	〈唐・新羅来攻の計画〉

天平神 護2・12・ 11	766		託宣したまはく。「開別天皇（天智天皇）の御宇には、新羅の僧道行、国家巨害の心を以て、来着せし時、大菩薩誓に依り、海に入らしむる事已に畢ぬ」てへり。	*237	〈新羅僧道行の奸計〉
神護景 雲1・11・ 24	767		託宣したまはく。「大唐・新羅国の軍を滅亡せんが為に、天衆・地祇・海神・水神・山神等を召集して、忽に海中に嶋を造り給ふ。軍の来らん時には、西北の風を吹かして、吾が城の内に入らしめて、滅亡せん」てへり。	*238 458	
神護景 雲1	767		神 託きたまはく。「神吾は掛けまくも畏き息長足姫尊の皇子、 品太天皇の御霊 ぞ。故吾諸天神祇を率ゐて、凶逆を払ひ除き、朝廷を守護し奉る事を、天下に宣示して、神道正しく、君位犯し難きことを知らしめ、又邪悪の人等にも悟らしめ、皇業を永く固く、国家を平に寧けく在らしめんとして、一切の経仏を写し造り奉り、最勝王経一万巻を読み奉り、一百万口を放生せしめんと誓願せり」てへり。	*237- 8	「私云」あり
神護景 雲3	769	●3・7太政官符：八幡大神の船を船支度せよ。 ○4・4船並に幣帛使を奉る。 ●言上。左大臣、勅のため、神の教えに依れ。6・7祢宜辛嶋勝与曾女に従六位上。	託宣したまはく。「大隅国の海中に造る嶋に、幸行ましますと為るに、船を願ふ」てへり。 託宣したまはく。「船亦一艘不足なり。二艘有るべし」てへり。	*254 *254	
神護景 雲3・7・2 1	769	◎和氣清麻呂、称徳天皇の勅使として宇佐宮に参る時	託宣したまはく。「海中に嶋を作る故は、神祇の威勢を示して、無道の衆生を導き、及び他国より發り来るべき賊を反し鎮めんが為にぞ。然れども吾専ら作るに非ず。他神の營ぞ。是の神を宜く早く呈し祀るべし。神祇も悉く率ゐ作る。」 「吾右の方を以ては、大唐・新羅国を居静め、左の方を以ては、我が天朝を護り奉る。」	459 *254	
宝龜8・5 ・18	777		託宣したまはく。「明日辰時を以て、沙門と成て、三帰五戒を受くべし。今より以後は、殺生を禁断して、生を放つべし。但し国家の為に、巨害有る徒出で来らん時は、此の限りに有らず。疑念勿れ。」	*322, *400	「一云」あり。
宝龜9	778		託宣したまはく。「我多く隼人を殺しつ。	460	

大同3	808	<p>◎七歳の童子七尺空に登りて、</p> <p>●国王・諸卿、肝を失ひ、色を変じて申して云く。「人力の及ぶ所に非ず。諸神の御方便を憑み奉るべし」と。</p>	<p>其の罪障山岳の如し。衆罪霜露の如し。沙門と成り、持戒して、罪障懺悔の為に、霜露に打たるるなり」てへり。</p> <p>馬城峯に於て出家して、露に打たれしめ給ふ。……御出家峯有り。雲髪・王冠・御髮剃管等、面々に石と成り、一々に尚新たなり。又此の峯よりは坤の方十四五町の下に、正覚座有り。同じく石と成り、見在す。</p>	*323-4, *402	
天長7	830	<p>●託宣に因り勤行を行い、三度目に水瓶を破る。新羅王は渡海不能に陥る。</p> <p>◎酒井勝門主が女に就いて</p> <p>●度々託宣の後、大神朝臣蘊麻呂祈り申して云く。「何の因縁を以て、他処多きが中に、大菩薩の宮の辺りに顕れ給ふや」の由申す処に</p> <p>●神命に随い、祭り顕す。</p>	<p>七歳の童子七尺空に登りて、託宣したまはく。「我は日本国鎮守の八幡大菩薩なり。百王守護の誓願有れども、有験の聖人新羅より来つて、三界摂領の大聖明王を以て、諸神を摂領して、水瓶にかりこめん。既に新羅国の王船を粧して、出立つ。我が身も、只今かりこめられなんとす」てへり。</p> <p>然して神告げて云く。「今明日の内に、一万人の僧を請け取つて、法衣を着せて、南の畔の海辺に行きて、西の方に向つて、常在靈山の釈迦大師に祈念し、南無仁王護国般若波羅蜜経を唱ふべし。此の法力に乗じて、我水瓶を破り、諸神を出し、此の難を防がん」てへり。</p> <p>酒井勝門主が女に就いて宣ひたまふ。「吾は菱形宮の西方荒垣の外に、陰れ居りたる神ぞ。若し顕し申さずば、汝が家に神気を入れん物ぞ。其の時、吾諭しなすとは告ぐべし」てへり。</p> <p>即ち神の宣まはく。「隼人の兵を打たんが為に、大菩薩行幸し給ひし時、吾、御伴を將軍として仕へ奉り、彼の隼人等を打ち、還し坐す時に、大菩薩の等しく彼の將軍の器仗を給はり、皆吾に授け給ひ了ぬ。茲に因り、彼と戦んが為に、竊に吾が身の老を勞り、外門に侍り、立ち慰めんが為に、願ひ慕ふ処に安ずるなり」てへり。</p>	461 *236, *345 *345-6 462	〈新羅王による侵犯〉
延喜21・6・21	921	<p>◎観世音寺の西大門に於て、若宮の一の御子、七歳の女子の橋滋子、地を去ること七尺にして、</p>	<p>七歳の女子の橋滋子、地を去ること七尺にして、託宣したまふ。「抑末代に人民の力弱く、公家の勢衰ふる比、新羅国は是れ我が古き敵なり。立ちて来寇すべし。茲に因つて管崎新宮の礎の面に、敵国降伏の字を書き付けて、其の柱を立つべし。又吾が座の下に、同く件の字を置くべし。其の宮殿の柱は、柏を用うべきなり。此の如くせば、則ち新羅の敵国、自然に降伏すなり」てへり。又云く。「吾將に戒定恵の力を以て、</p>	463 *376, *378 464 *377, *379	若宮の部 「一云」あり
				465	管崎宮の部

<p>天慶1・1 1・13</p>	<p>938</p>	<p>◎大分宮権大宮司藤 原実元の女子七歳な るに託きて</p>	<p>靈鏡をして、朝野の人を照し、神劍をして 敵国の敵を振はん」てへり。</p> <p>女子七歳なるに託きて宣く。「我日本国を 持んが為に、大明神と示現す。本体は是れ 釈迦如来の変身、自在王菩薩是れなり。法 体と名く。女体と申すは、我が母は阿弥陀 如来の変身なり。俗体と申すは、觀世音菩 薩の変身にして、我が弟なり。爰に母大た らしめは、此の朝を領せんと為し給ひし時、 新羅より軍發来す。此の朝を打ち取らんと 為し時、大帯姫の子に託して生れ、月まさ に満ちんとす。産生の期近く成つて、御腹 痛み給ふ。時に當つて誓つて言く。我が子 々孫々、代々此の朝を領すべくんば、七日 を過ぎ経る後、生れ給へとて、白石を取つ て御裳の腰に指して宣く。若し此の石驗有 らば、七日の間を過れば、我神を祈らんと 云ひ畢て、合戦し給ふに勝たしめ給ひ竟ぬ。 各住所を尋ねて、隠れ居給ひし時、我が累 世の舎弟、穗浪山にて仏法を権修して、天 下国土を祈る」てへり。</p>	<p>*91-2, *142</p> <p>466</p> <p>*88</p>	
-----------------------	------------	---	--	--	--